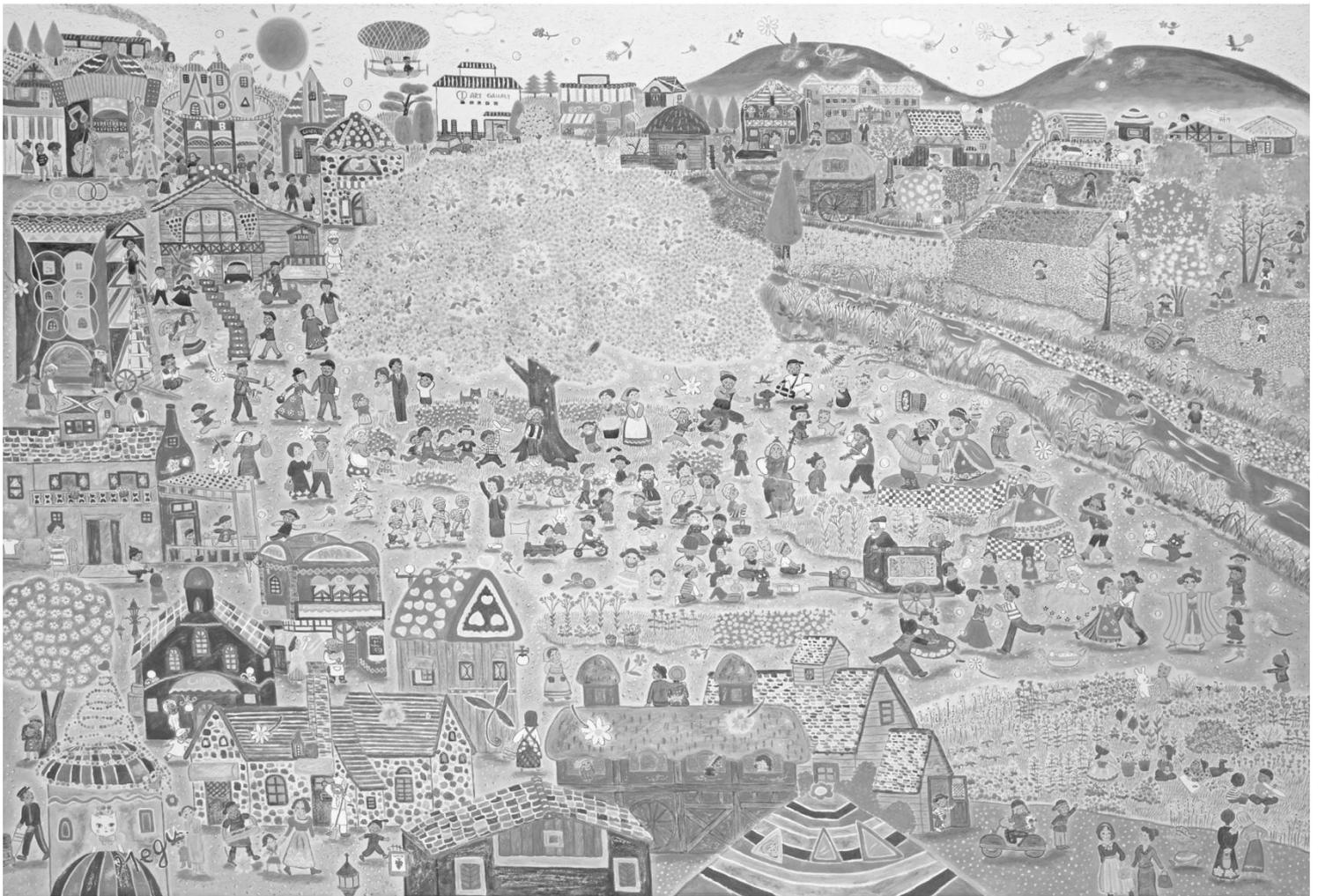


第3期江津市

子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度

地域みんなで育む こどもたちの未来
明るく心豊かに育て江津っ子



令和7年3月
江津市

目次

○ 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象	3
第4節 計画の期間	3
第5節 住民参加と情報公開	3
第6節 計画推進における留意点	4
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況	5
第1節 統計からみる少子化の動向	5
第2節 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要	12
第3節 教育・保育サービス等の提供状況	22
第4節 第2期計画の評価	25
第5節 課題のまとめ	28
第2章 計画の基本理念と基本目標	34
第1節 計画の基本理念	34
第2節 施策の大綱	36
第3節 計画の基本目標	37
第4節 計画の体系	40
第3章 家庭で安心して子育てできる環境づくり	41
第1節 安心・安全に子どもが産める環境	41
第2節 母子の笑顔あふれる健康づくり	44
第3節 支援を必要とする子どもや家庭の支援	49
第4章 地域で子育てを見守る体制づくり	55
第1節 子育ての楽しさを分かち合う場づくり	55
第2節 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	57
第3節 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	59
第5章 子どもたちの笑顔あふれる環境づくり	62
第1節 それぞれが楽しめる遊び空間	62
第2節 創造あふれる教育環境	65
第3節 次世代の親の育成	70
第6章 みんなで子育てを支援する体制づくり	75
第1節 保育サポートの充実	75
第2節 生活環境の充実	77
第7章 事業量の見込みと確保方策	83
第1節 量の見込みの算出と確保方策の検討	83
第2節 教育・保育給付	87
第3節 地域子ども・子育て支援事業	91
第8章 計画の推進体制	102

第1節 計画の推進	102
第2節 進捗状況の管理	102
資料編	103
○江津市子ども・子育て会議条例	103
○江津市子ども・子育て会議委員名簿	105

○ 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回りました。また、合計特殊出生率は1.20と、人口を維持するために必要とされる2.07を下回っている状況です。

また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、小家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し続けており、引き続き社会全体で結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に取り組んでいくことが求められています。

国では、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、法の理念が明確化されました。

こうした状況を踏まえ、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けてこどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進することを目的としたこども家庭庁が発足しました。さらに同年5月には「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」を通じて子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

本市では、令和2年3月に「第2期江津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」の理念の実現を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

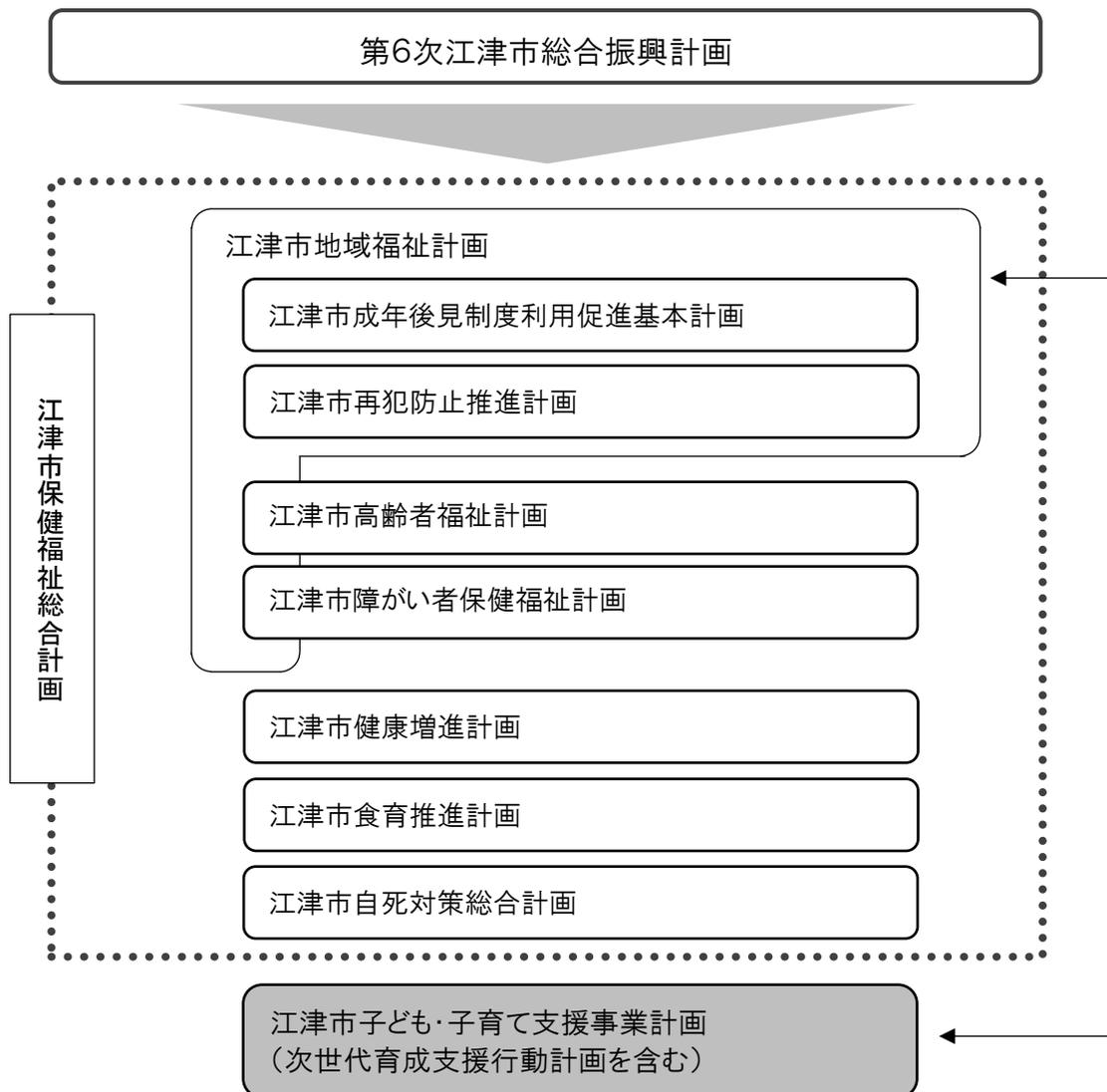
このたび、「第2期江津市子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証するとともに、「第6次江津市総合振興計画」を勘案し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第3期江津市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第6次江津市総合振興計画」をはじめ、「第4次江津市保健福祉総合計画」など、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図るものとします。

■各計画の関連イメージについて



第3節 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児期から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの者とします。

第4節 計画の期間

子ども・子育て支援法では、5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行います。

第5節 住民参加と情報公開

1. ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、令和6年1月1日現在で小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するために「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

2. 「江津市子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定するにあたり市内の保健・医療・教育・福祉関係団体の代表、各種団体の代表、その他関係者、行政機関代表で構成される「江津市子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本市における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りながら策定しました。

3. パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、令和7年1月8日から2月7日までの期間で、本庁や支所の窓口、広報紙及びホームページ等において、広く市民から意見を募集しました。

第6節 計画推進における留意点

本計画は、子ども・子育て支援を主眼とする計画ですが、推進にあたっては人権の尊重を基本に、以下の点に留意します。

✓ 子どもにとって幸せの視点で

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが健やかに、心豊かに育つための支援という観点で取り組みます。

✓ 産む、産まないは個人の選択

子どもを産むか産まないかは個人の選択に委ねるべきことであり、子どもを持つ意思のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることにならないよう留意します。

✓ 多様な家庭の形態や生き方に配慮

共働き家庭やひとり親家庭など、多様な形態の家庭が存在していることや結婚する、しない、子どもを持つ、持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重していきます。

✓ 個人情報の保護

江津市個人情報の保護に関する条例に基づき、個人情報の保護・管理の徹底に留意します。

第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

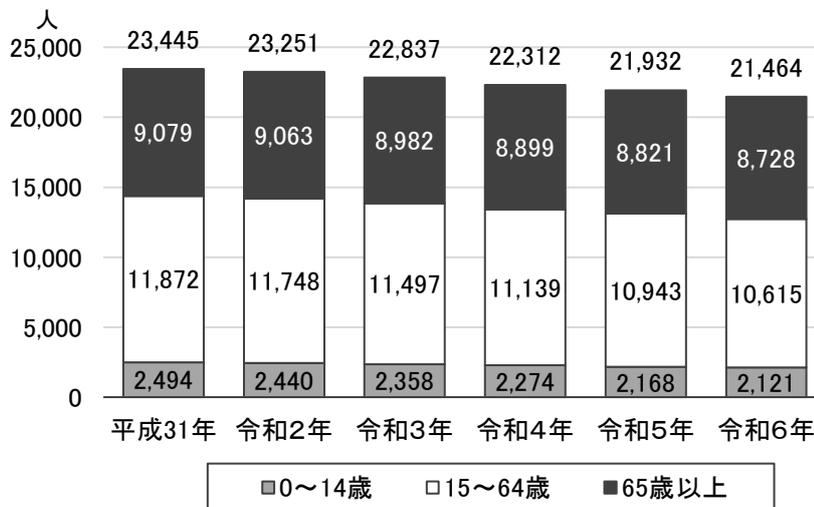
第1節 統計からみる少子化の動向

1. 総人口の推移

(1) 年齢3区分別人口

総人口は減少傾向で推移しており、令和6年では21,464人となっています。0～14歳の年少人口も減少を続けており、令和6年では2,121人となっています。

■年齢3区分別人口の推移

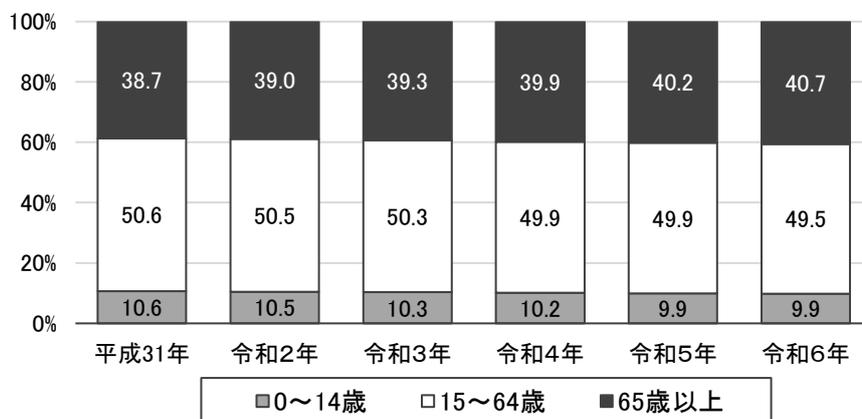


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比

3区分人口の構成比をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口構成比の推移

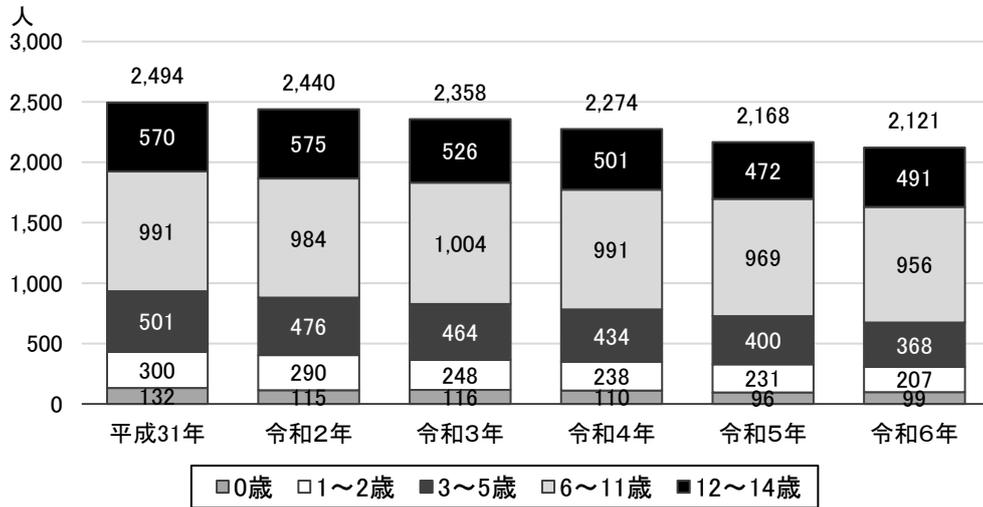


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2. 児童人口の推移

0～14歳の年少人口の内訳をみると、全体としては減少傾向にあります。

■ 0～14歳児童の年齢4区分別人口の推移



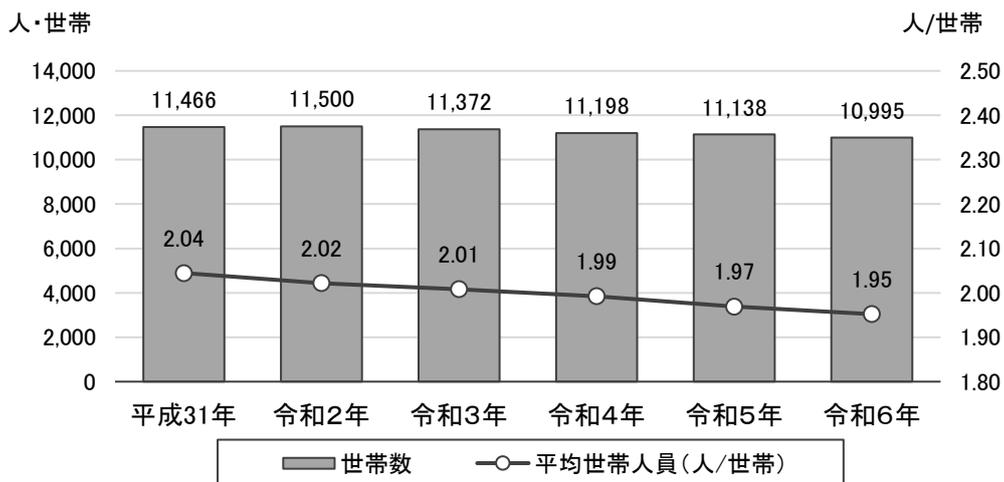
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

3. 世帯数の推移

(1) 世帯数・世帯人員

世帯数は減少傾向にありますが、総人口と比べては比較的緩やかな減少となっています。平均世帯人員は令和6年では1.95人で、小家族化の進行がみられます。

■ 世帯数・世帯人員の推移

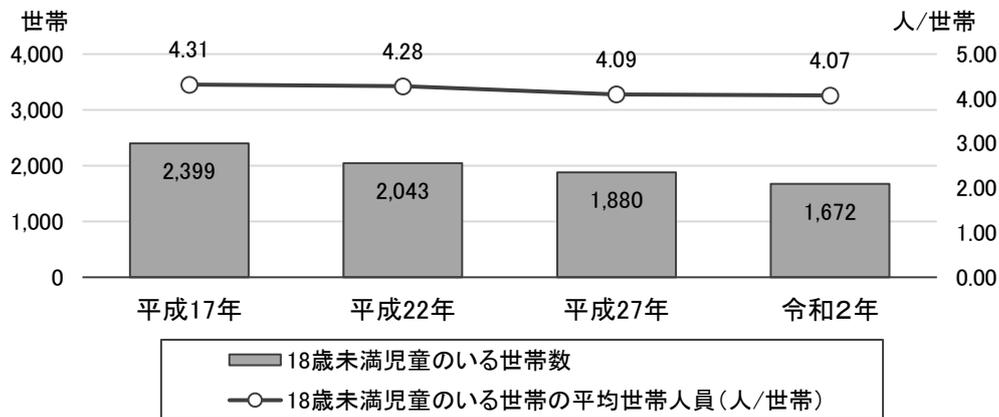


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 18歳未満児童のいる世帯及び世帯人員

18歳未満児童のいる世帯数は減少傾向で推移しており、令和2年で1,672世帯となっています。平均世帯人員も令和2年で4.07人と減少傾向で推移しており、子どものいる世帯においても小家族化が進行しています。

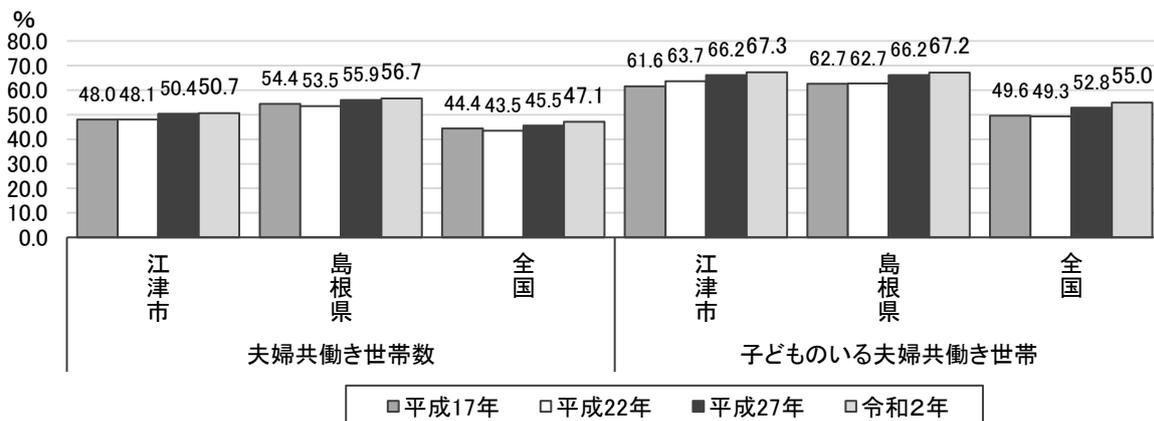
■ 18歳未満児童のいる世帯及び世帯人員の推移



資料：国勢調査

(3) 夫婦共働き世帯の推移

夫婦共働き世帯は全国と比べて高い水準にあります。子どものいる夫婦共働き世帯の割合は増加傾向にあり、働きながら子育てをする家庭が多い状況が伺えます。



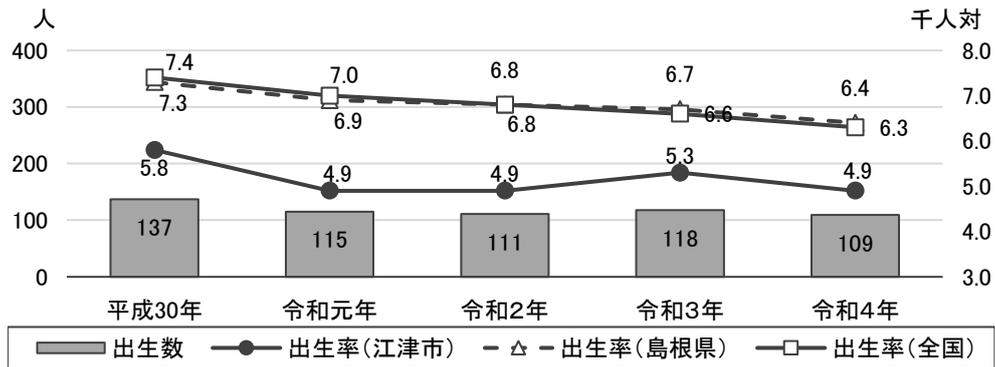
資料：国勢調査

4. 出生の動向

本市の出生数は減少傾向で推移しており、令和元年以降は概ね 110 人台で推移しています。島根県・全国と比較すると人口千人対の出生率は低い傾向で推移しています。

一方、女性が一生の間に産む子どもの人数を示す合計特殊出生率では、平成 30 年～令和 4 年の 5 年間の集計で 1.57 と、全国の 1.33 を上回っていますが、島根県の 1.60 をやや下回っています。15～49 歳の女性人口の低下が出生数の低下につながっている状況です。

■出生数及び出生率の推移



資料：島根県保健統計書

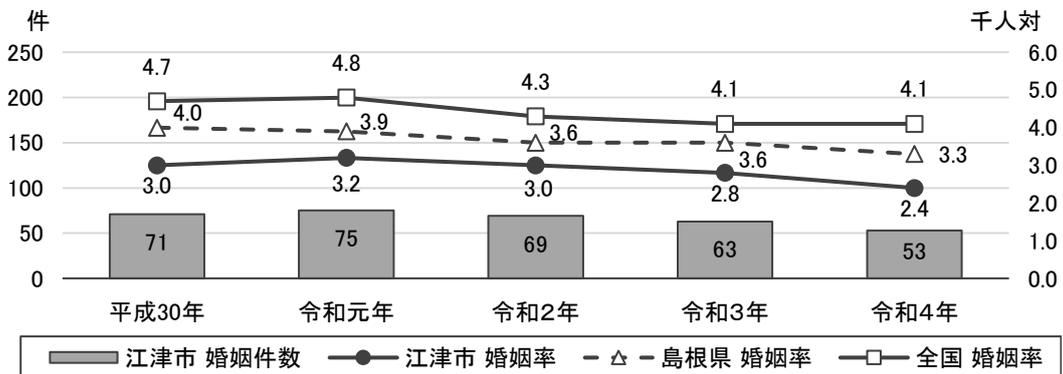
※出生率は人口 1,000 人あたりの出生数の割合のことです。

5. 婚姻の動向

(1) 婚姻数の推移

本市の婚姻件数は令和 4 年では 53 件となっています。婚姻率をみると、島根県・全国と比べて低い傾向で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



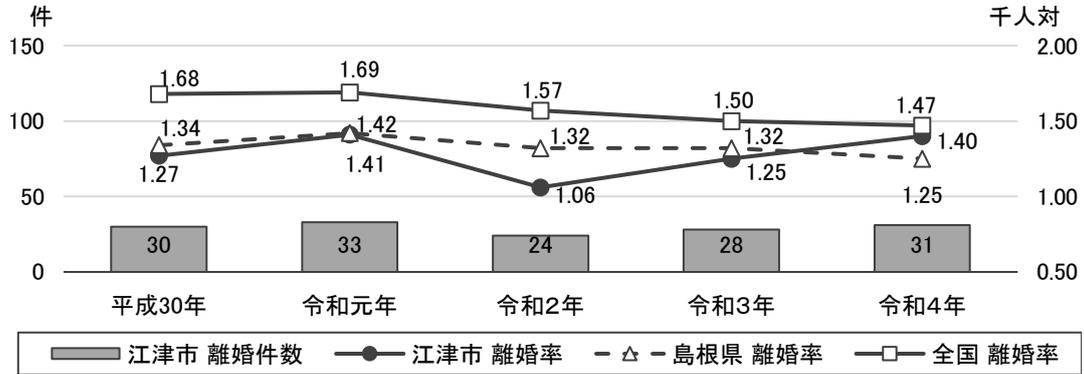
資料：島根県保健統計書

※婚姻率は人口 1,000 人あたりの婚姻数の割合のことです。

(2) 離婚数の推移

本市の離婚件数は、増減を繰り返しており、令和4年では31件となっています。離婚率をみると、平成30年以降島根県・全国と比べて低い傾向にありましたが令和4年では島根県より高くなっています。

■離婚件数及び離婚率の推移



資料：島根県保健統計書

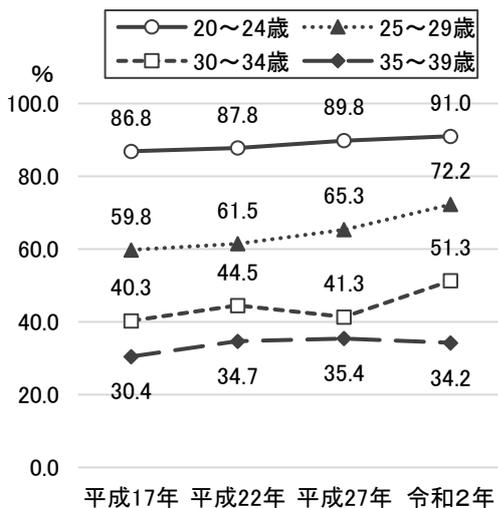
※離婚率は人口1,000人あたりの離婚数の割合のことです。

(3) 未婚率の推移

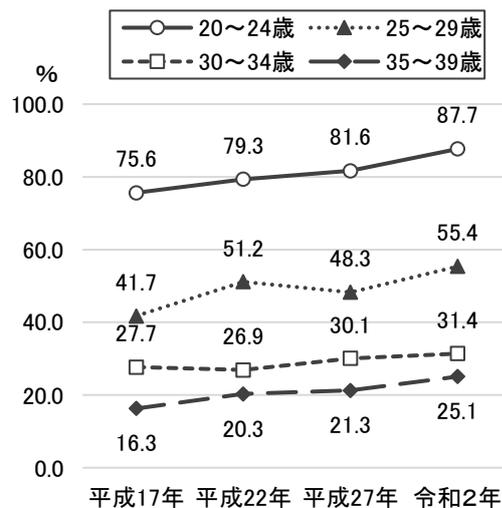
男性の未婚率は、令和2年と平成27年を比べると、35～39歳の未婚率が減少していますが、その他の年齢層は未婚率が増加しており、特に25～29歳、30～34歳で増加がみられます。

女性では、令和2年と平成27年を比べると、どの年齢層においても未婚率が増加しており、特に20～24歳、25～29歳の未婚率が増加しています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移

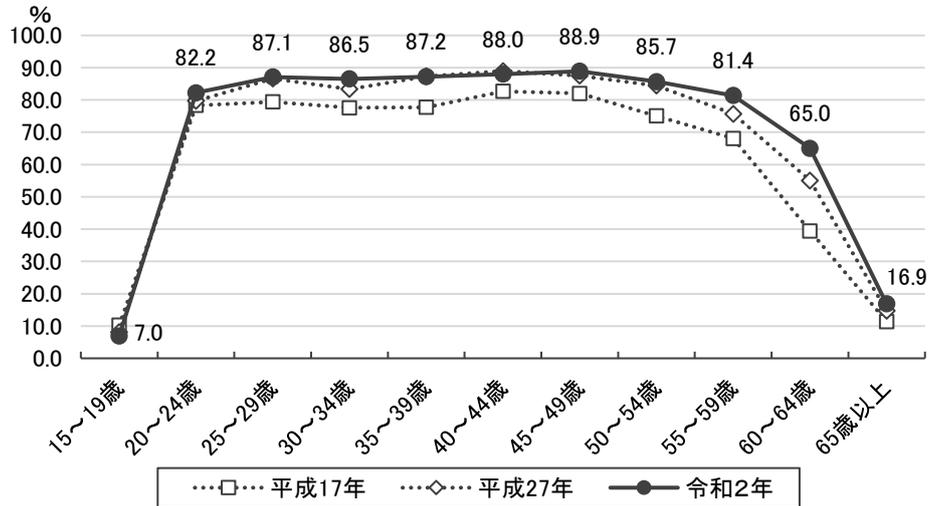


資料：国勢調査

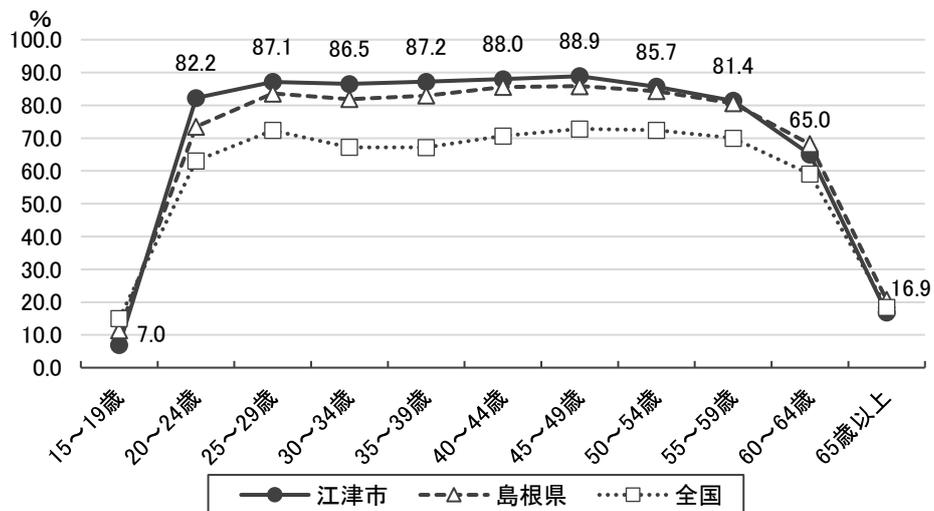
6. 女性の労働力の動向

女性の年齢階級別の労働力率をみると、令和2年と平成27年を比べて、20～24歳、30～34歳の労働力率が高くなっています。また、島根県・全国と比べても20～50歳代の労働力率が高くなっています。

■女性の労働力率の推移



■令和2年の女性の労働力率の島根県・全国比較



資料：国勢調査

7. 学校児童生徒数の推移

本市には令和5年度現在で小学校が7校、中学校が4校、高等学校が4校設置されています。小学校、中学校の児童生徒数は年度によっては増加していますが、5年間でみると減少しています。高等学校の生徒数は令和元年度以降減少傾向で推移しています。

■小学校児童数の推移

単位:人

名称	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
郷田小学校	86	89	91	89	88
渡津小学校	91	95	103	89	88
江津東小学校	92	92	92	85	81
川波小学校	80	76	77	84	89
津宮小学校	291	299	317	319	327
高角小学校	237	226	211	207	198
桜江小学校	113	102	106	104	91
合 計	990	979	997	977	962

■中学校生徒数の推移

単位:人

名称	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
江津中学校	230	238	234	230	211
江東中学校	53	51	45	39	37
青陵中学校	228	221	185	173	163
桜江中学校	44	49	51	47	45
合 計	555	559	515	489	456

■高等学校生徒数の推移

単位:人

名称	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
江津高校	203	183	183	172	180
江津工業高校	184	168	151	141	133
石見智翠館高校	619	645	621	574	523
愛真高校	43	39	34	36	32
合 計	1,049	1035	989	923	868

第2節 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要

1. 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

調査地域 : 江津市

調査対象者 : 令和6年1月1日現在、江津市に住んでいる就学前・小学生の全世帯の皆様

対象数 : 就学前 589人 小学生 715人

調査期間 : 令和6年2月3日～令和6年2月29日まで

調査方法 : 郵送

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	589票	317票	53.8%
小学校児童用調査票	715票	360票	50.3%
合計	1,304票	677票	51.9%

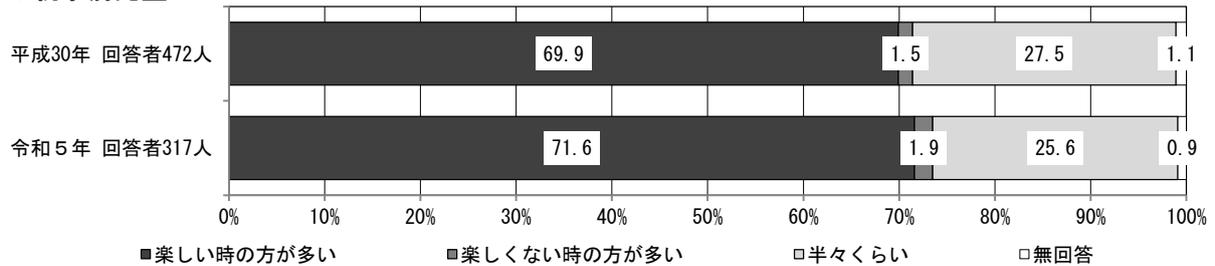
2. 調査結果の概要

(1) 子育ては楽しいですか

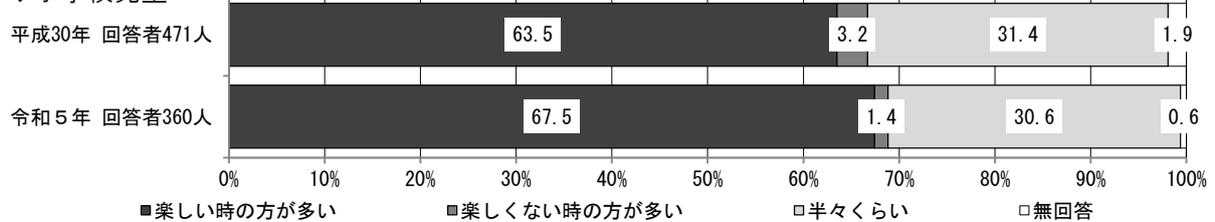
就学前・小学校ともに「楽しい時の方が多い」が最も高く、就学前では71.6%、小学校では67.5%となっています。

平成30年調査と比較すると、就学前・小学校ともに「楽しい時の方が多い」が高くなっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

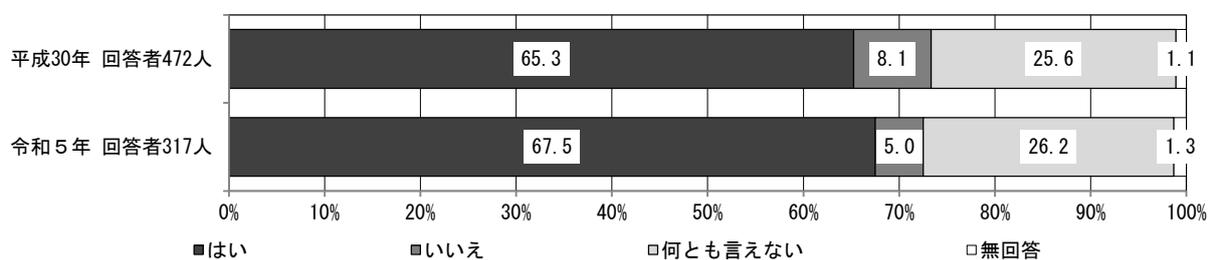


(2) ゆっくりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか

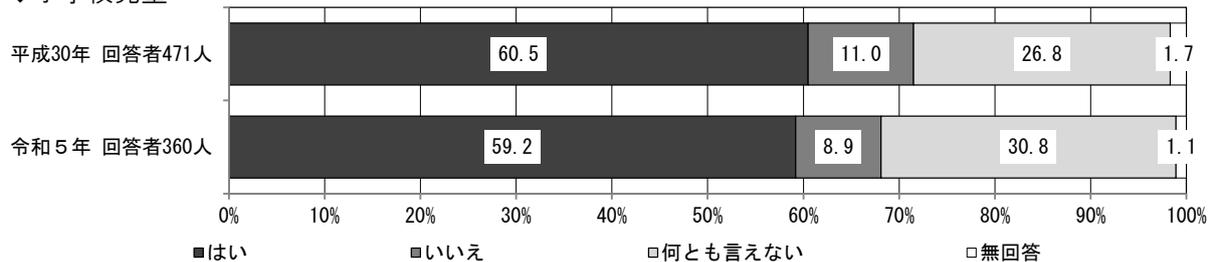
就学前・小学校ともに「はい」が最も高く、就学前では67.5%、小学校では59.2%となっています。

平成30年調査と比較すると、小学校では「何とも言えない」が高くなっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

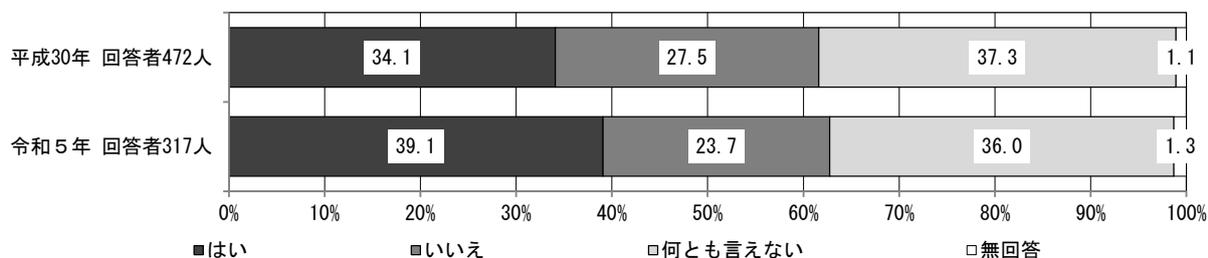


(3) 自分のために使える時間を持てるか

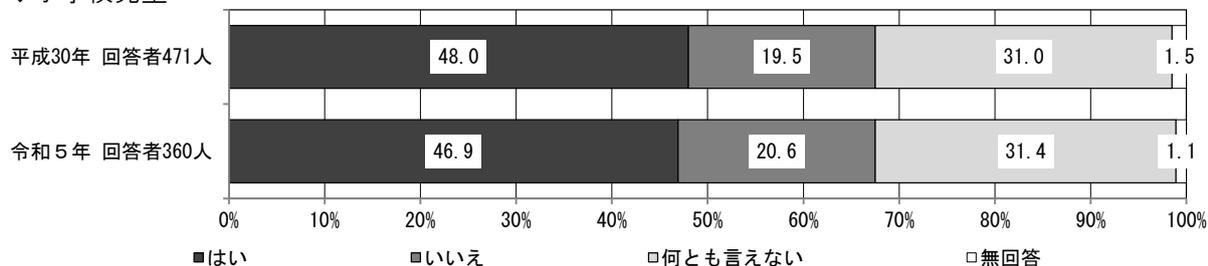
就学前・小学校ともに「はい」が最も高く、就学前では39.1%、小学校では46.9%となっています。

平成30年調査と比較すると、就学前の「はい」が高くなっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

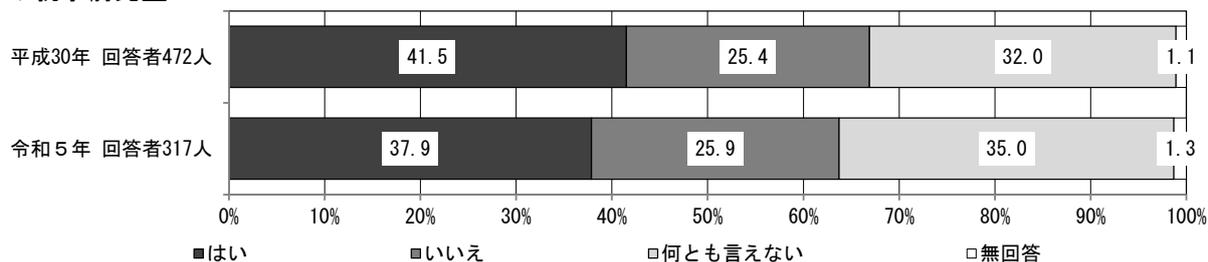


(4) 子育てに自信を持ってないことがあるか

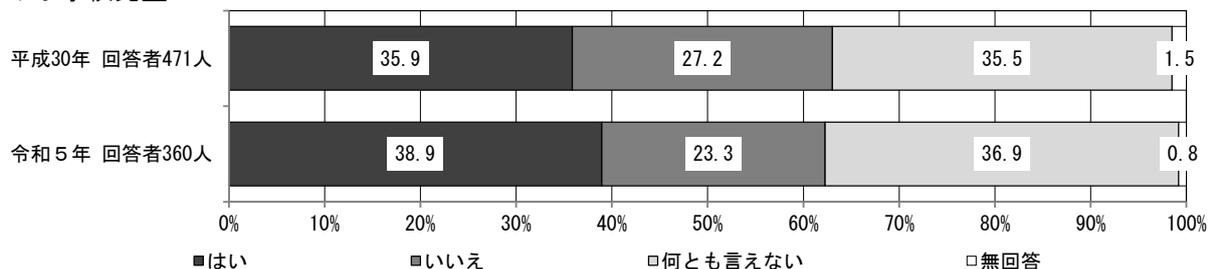
就学前・小学校ともに「はい」が最も高く、就学前では37.9%、小学校では38.9%となっています。

平成30年調査と比較すると、就学前では「何とも言えない」、小学校では「はい」が高くなっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

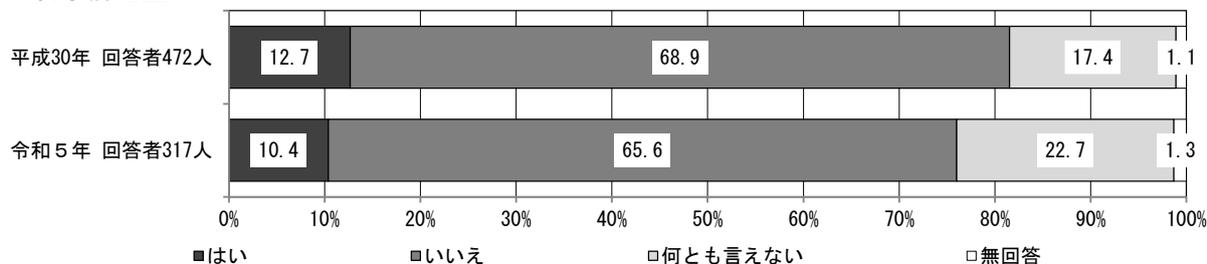


(5) 子どもを虐待しているのではないかと思うことがあるか

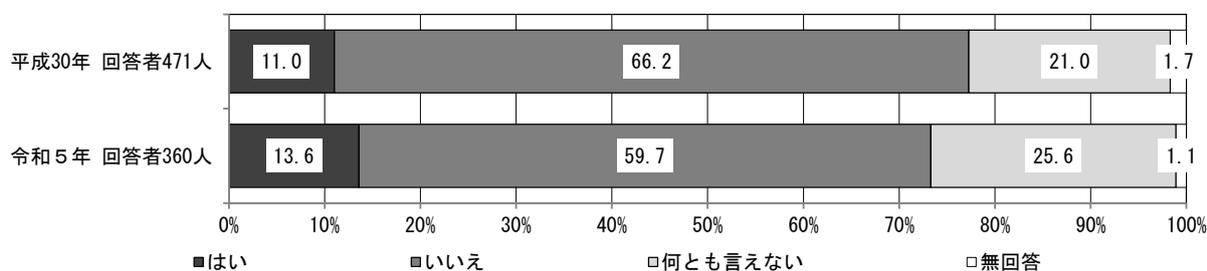
就学前・小学校ともに「いいえ」が最も高く、就学前では65.6%、小学校では59.7%となっています。

平成30年調査と比較すると、就学前・小学校ともに「何とも言えない」が高くなっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

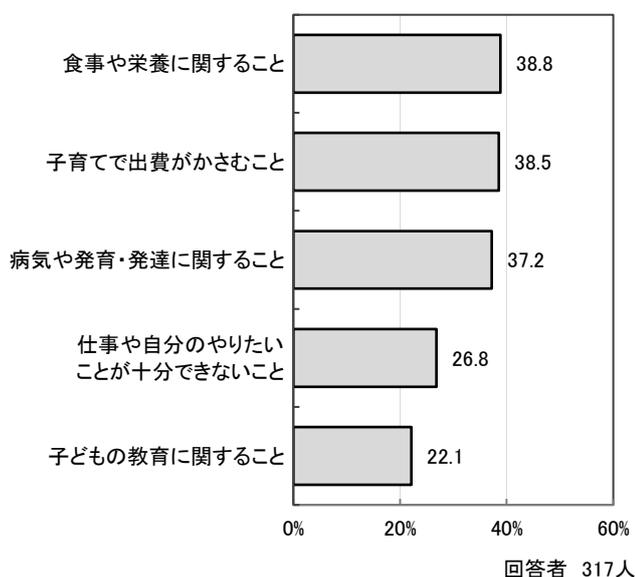


(6) 子育てに関する悩みや気になること

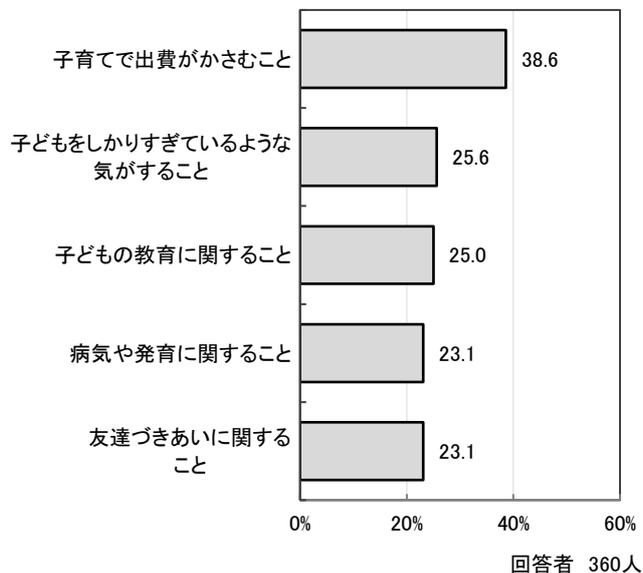
就学前では「食事や栄養に関すること」が38.8%と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」が38.5%、「病気や発育・発達に関すること」が37.2%となっています。

小学校では「子育てで出費がかさむこと」が38.6%と最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」が25.6%、「子どもの教育に関すること」が25.0%となっています。

◆就学前児童【複数回答 上位5項目】



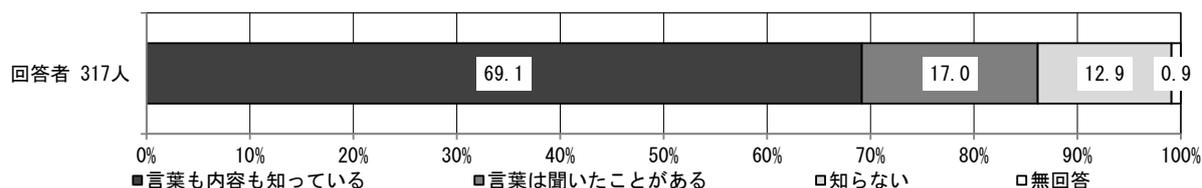
◆小学校児童【複数回答 上位5項目】



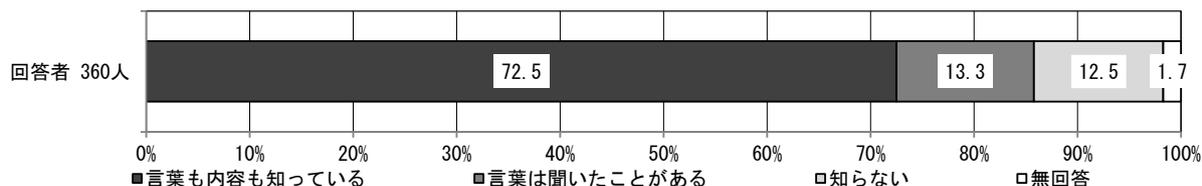
(7) ヤングケアラーの認知度

「言葉も内容も知っている」が就学前では69.1%、小学校では72.5%となっています。

◆就学前児童



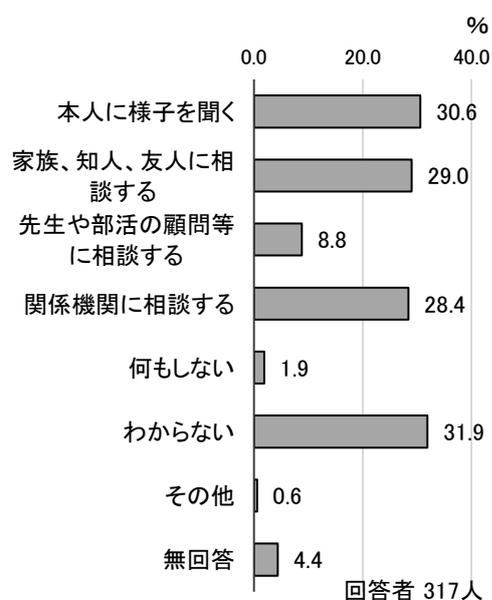
◆小学校児童



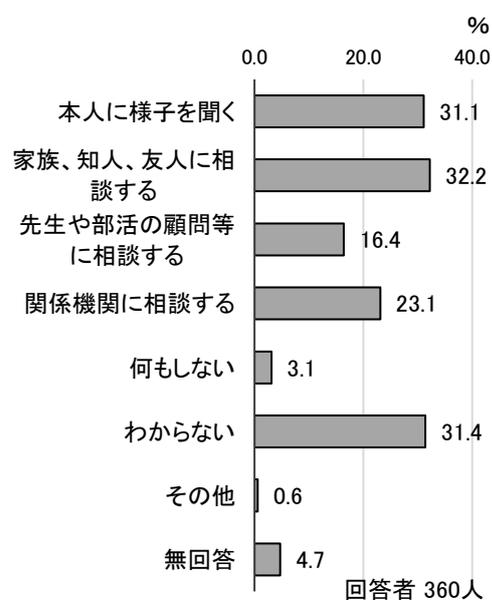
(8) ヤングケアラーと思われる人への対応の仕方

就学前では「わからない」が31.9%と最も高く、次いで「本人に様子を聞く」が30.6%、「家族、知人、友人に相談する」が29.0%となっています。小学校では「家族、知人、友人に相談する」が32.2%と最も高く、次いで「わからない」が31.4%、「本人に様子を聞く」が31.1%となっています。

◆就学前児童



◆小学校児童

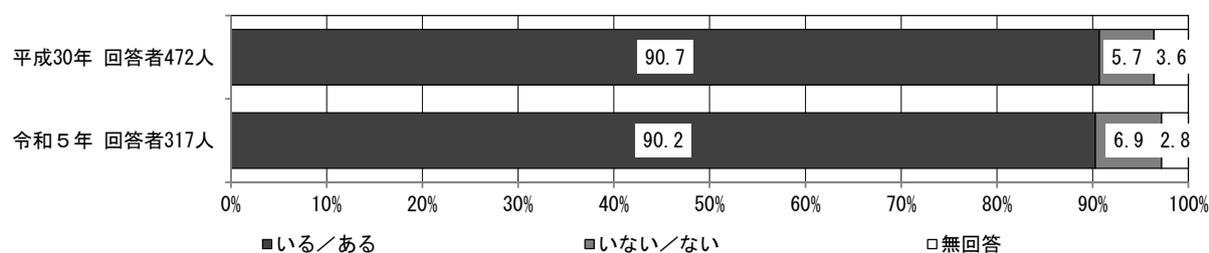


(9) 相談できる人や場所の有無

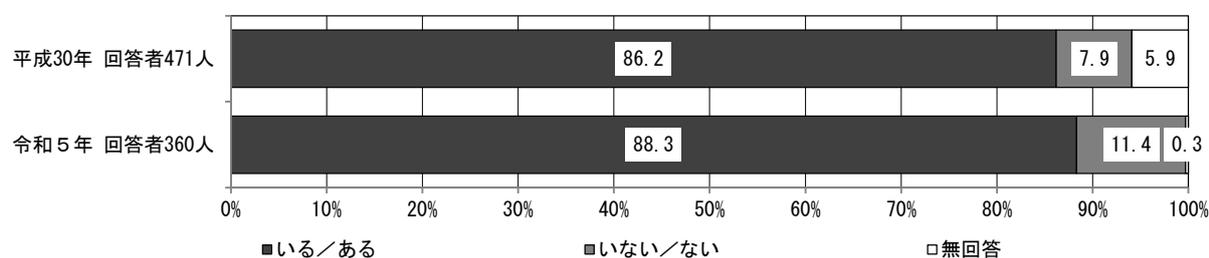
「いる/ある」が就学前では90.2%、小学校では88.3%で高くなっています。

平成30年調査と比較すると、小学校では「いない/ない」の割合が増加しています。

◆就学前児童



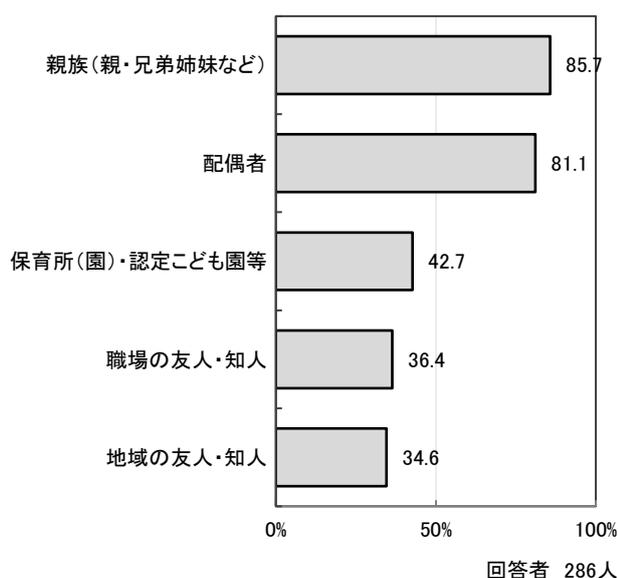
◆小学校児童



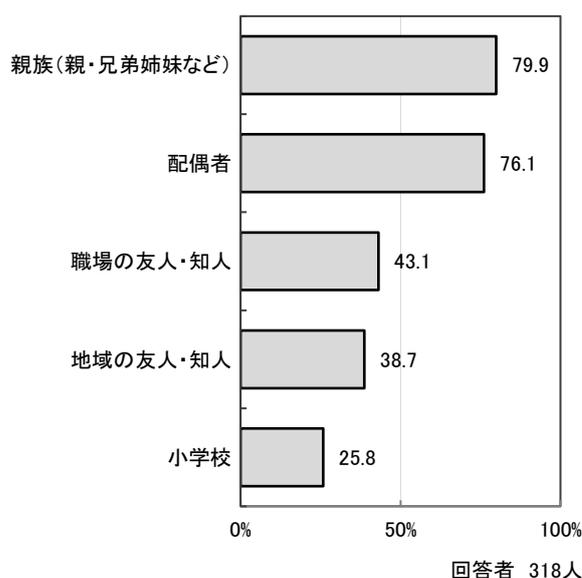
(10) 気軽に相談できる人、場所について（相談できる人や場所がいる/ある人）

就学前・小学校ともに「親族（親・兄弟姉妹など）」「配偶者」が特に高くなっています。そのほか、職場や地域など身近にいる友人・知人や通っている学校・園が相談場所となっている状況が伺えます。

◆就学前児童【複数回答 上位5項目】



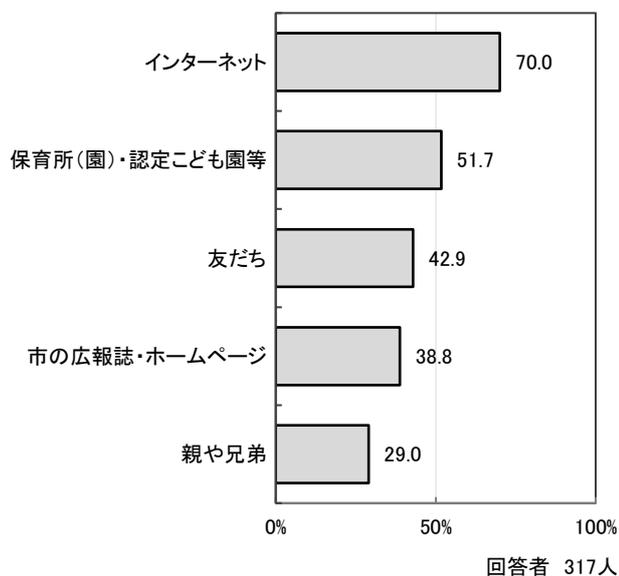
◆小学校児童【複数回答 上位5項目】



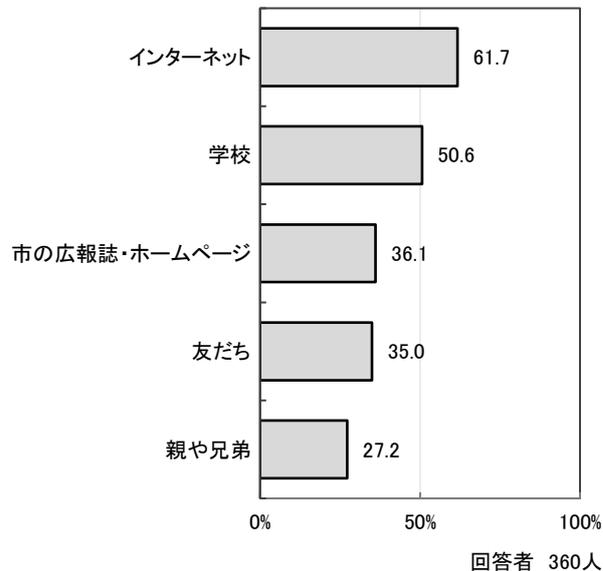
(11) 子育てに関する情報の入手先について

就学前・小学校ともに「インターネット」が最も高く、次いで「保育所（園）・認定こども園等」「学校」となっており、通っている学校・園が情報の入手先となっている状況がみられます。

◆就学前児童【複数回答 上位5項目】



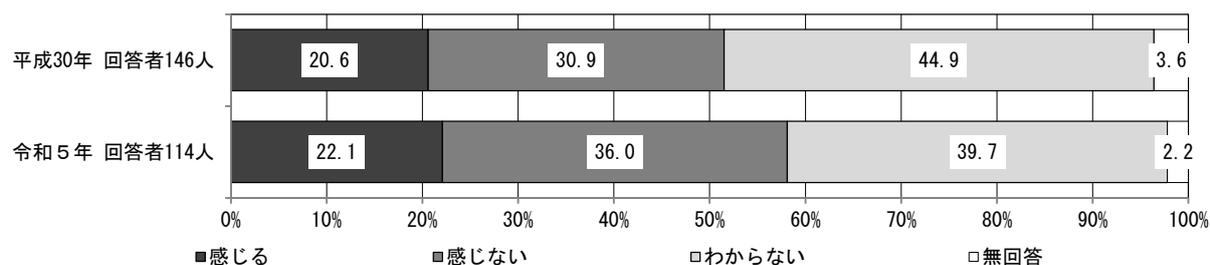
◆小学校児童【複数回答 上位5項目】



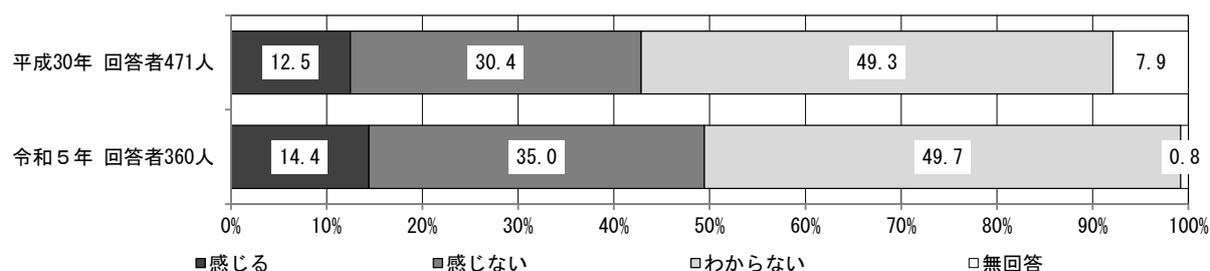
(12) 市の子育て支援サービスの情報は入手しやすいと感じますか

就学前・小学校ともに「わからない」が最も高くなっています。平成30年調査と比べると就学前・小学校ともに「感じない」の割合が増加しています。

◆就学前児童【複数回答 上位5項目】



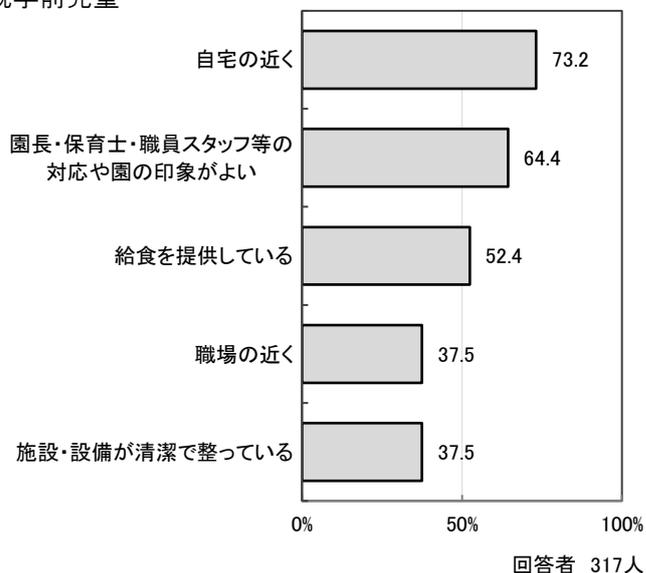
◆小学校児童【複数回答 上位5項目】



(13) 平日に預ける保育施設やサービスを選ぶ際に重視すること

「自宅の近く」が73.2%で最も高くなっています。次いで「園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」が64.4%、「給食を提供している」が52.4%となっています。

◆就学前児童

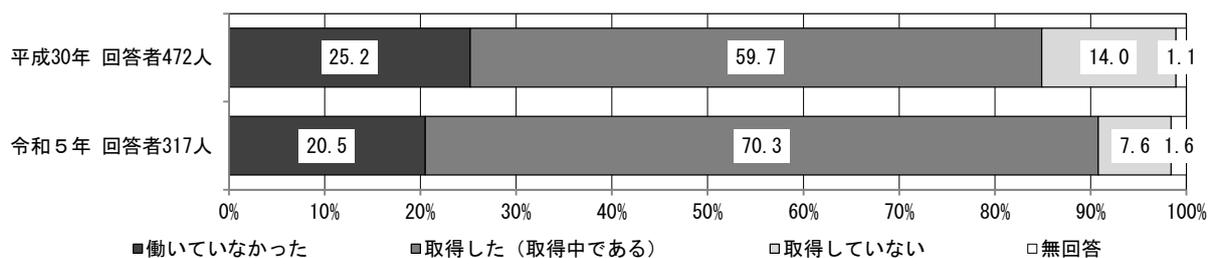


(14) 育児休業等の取得状況について

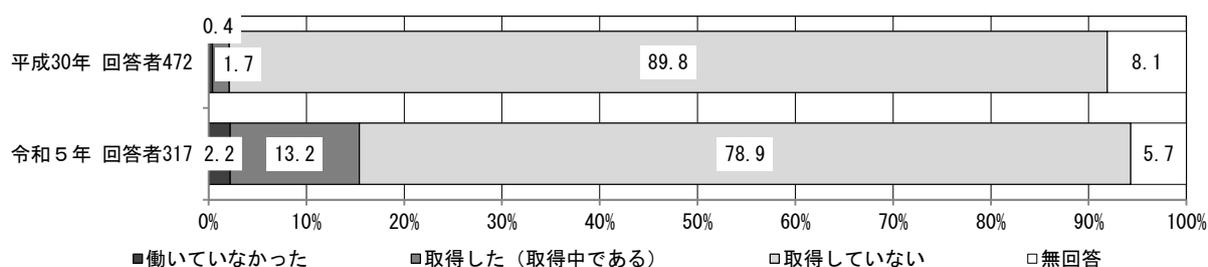
母親では「取得した（取得中である）」が70.3%で最も高くなっています。父親では「取得していない」が78.9%で最も高くなっています。平成30年調査と比べて父親・母親ともに「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

◆就学前児童

【母親】



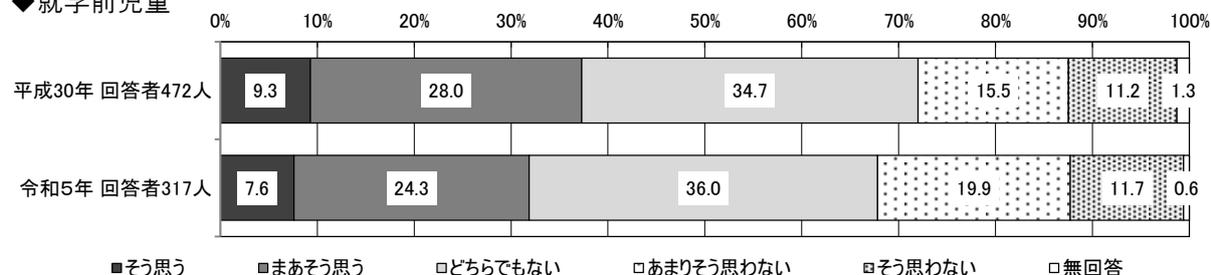
【父親】



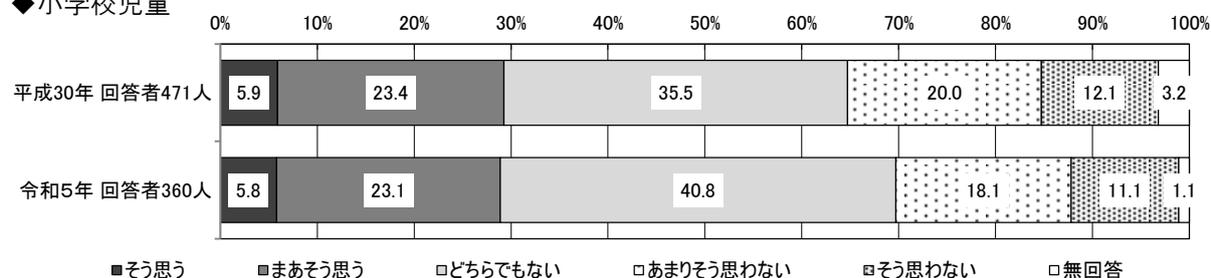
(15) 江津市は子育てがしやすいまちだと思うか

「そう思う」「まあそう思う」を合わせた割合は、就学前が 31.9%、小学校が 28.9%となっています。平成 30 年調査と比べると就学前では「そう思う」「まあそう思う」を合わせた割合が減少しています。

◆就学前児童



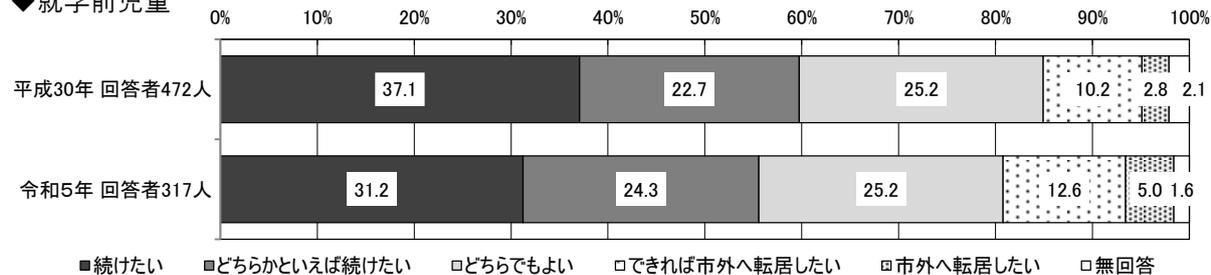
◆小学校児童



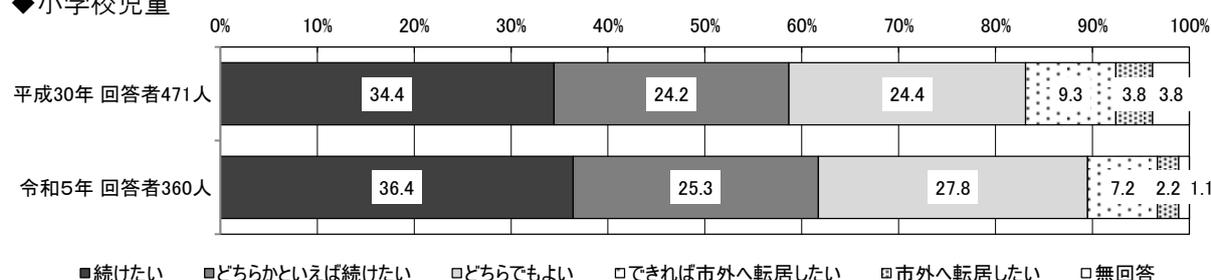
(16) 今後も江津市で子育てを続けたいと思うか

「続けたい」「どちらかといえば続けたい」を合わせた割合は、就学前が 55.5%、小学校が 61.7%となっています。平成 30 年調査と比べると「続けたい」「どちらかといえば続けたい」を合わせた割合は、就学前では減少、小学校では増加しています。

◆就学前児童



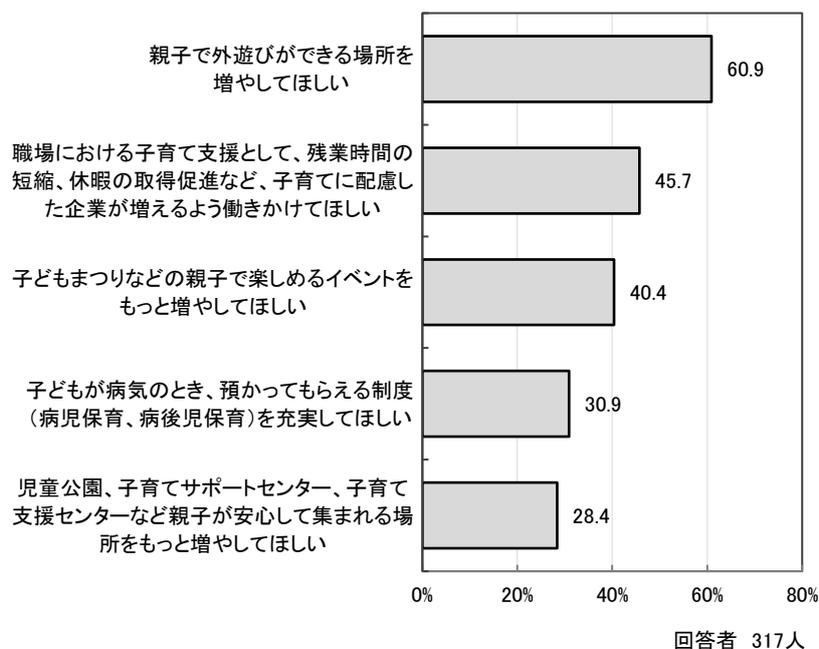
◆小学校児童



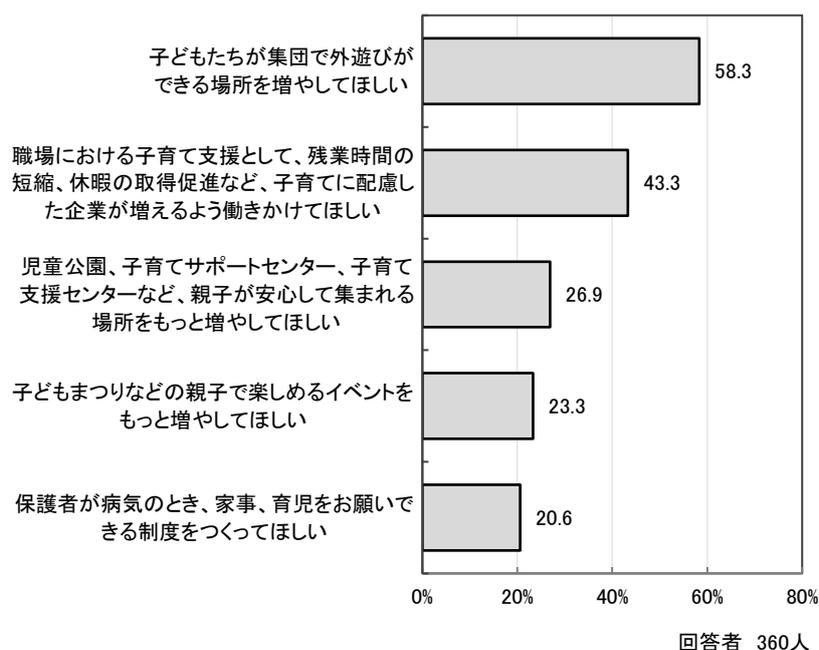
(17) 今後希望する子育て支援について

就学前では「親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」が60.9%、小学校では「子どもたちが集団で外遊びができる場所を増やしてほしい」が58.3%と最も高く、外遊びの場の充実が求められています。

◆就学前児童【複数回答 上位5項目】



◆小学校児童【複数回答 上位5項目】



第3節 教育・保育サービス等の提供状況

1. 保育サービスの定員及び入所状況

■保育サービスの定員及び入所状況（ 部分は充足率が100%以上） 単位：人、%

名称	公・私	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
渡津保育所	公立	定員	80	80	80	80
		入所人員	48	43	34	26
		充足率	60.0	53.8	42.5	32.5
めぐみ保育園	公立	定員	150	140	140	140
		入所人員	126	119	116	108
		充足率	84.0	85.0	82.9	77.1
さくらえ保育園	公立	定員	40	40	40	40
		入所人員	39	46	37	39
		充足率	97.5	115.0	92.5	97.5
谷住郷保育所	公立	定員	30			
		入所人員	17	閉園		
		充足率	56.7			
のぞみ保育園 保育部門	私立	定員	120	120	120	120
		入所人員	119	115	104	102
		充足率	99.2	95.8	86.7	85.0
敬川保育所	私立	定員	90	90	80	80
		入所人員	84	77	71	63
		充足率	93.3	85.6	88.8	78.8
波子保育所	私立	定員	30	30	30	30
		入所人員	31	31	28	27
		充足率	103.3	103.3	93.3	90.0
さくらこども園 保育部門	私立	定員	50	50	50	50
		入所人員	35	32	30	24
		充足率	70.0	64.0	60.0	48.0
あさりこども園 保育部門	私立	定員	60	60	60	60
		入所人員	55	44	46	50
		充足率	91.7	73.3	76.7	83.3
たまえ保育園	私立	定員	30	30	30	30
		入所人員	25	20	22	22
		充足率	83.3	66.7	73.3	73.3
うさぎ山こども園 保育部門	私立	定員	80	80	80	80
		入所人員	84	92	92	80
		充足率	105.0	115.0	115.0	100.0
小規模保育施設 里山子ども園わ たぼうし	私立	定員	12	12	12	12
		入所人員	13	16	13	16
		充足率	108.3	133.3	108.3	133.3
市内保育施設 合計		定員	772	732	722	722
		入所人員	676	635	593	557
		充足率	87.6	86.7	82.1	77.1
市外保育施設 入所児童数		定員	-	-	-	-
		入所人員	34	37	28	28
		充足率	-	-	-	-
保育サービス 合計		定員	772	732	722	722
		入所人員	710	672	621	585
		充足率	92.0	91.8	86.0	81.0

各年度4月1日現在

2. 教育サービスの定員及び入所状況

■教育サービスの定員及び入所状況（ 部分は充足率が100%以上） 単位：人、%

名称	公・私	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
さくらこども園 幼稚園部門	私立	定員	10	10	10	10
		入所人員	1	0	0	0
		充足率	10.0	0.0	0.0	0.0
あさりこども園 幼稚園部門	私立	定員	15	15	15	15
		入所人員	8	8	6	7
		充足率	53.3	53.3	40.0	46.7
のぞみ保育園 幼稚園部門	私立	定員	15	15	15	15
		入所人員	10	9	7	5
		充足率	66.7	60.0	46.7	33.3
うさぎ山こども園 幼稚園部門	私立	定員	25	25	15	15
		入所人員	15	12	13	12
		充足率	60.0	48.0	86.7	80.0
教育サービス 合計		定員	65	65	55	55
		入所人員	34	29	26	24
		充足率	52.3	44.6	47.3	43.6

各年度4月1日現在

3. 放課後こどもプランの実施状況

■放課後児童クラブの定員及び利用状況（ 部分は充足率が100%以上） 単位：人、%

名称	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津宮 放課後児童クラブ	定員	68	68	68	68
	利用人員	85	81	84	82
	充足率	125.0	119.1	123.5	120.6
江津東 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	36	20	24	26
	充足率	120.0	66.7	80.0	86.7
高角 放課後児童クラブ	定員	60	60	60	60
	利用人員	52	59	64	65
	充足率	86.7	98.3	106.7	108.3
渡津 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	37	34	26	20
	充足率	123.3	113.3	86.7	66.7
桜江 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	43	39	36	27
	充足率	143.3	130.0	120.0	90.0
川波 放課後児童クラブ	定員	20	20	20	20
	利用人員	32	22	23	23
	充足率	160.0	110.0	115.0	115.0
郷田 放課後児童クラブ	定員	30	30	30	30
	利用人員	40	30	32	23
	充足率	133.3	100.0	106.7	76.7
合計	定員	268	268	268	268
	利用人員	325	285	289	266
	充足率	121.3	106.3	107.8	99.3

各年度5月1日現在

※放課後児童クラブは、保護者が就業等で家庭にいない児童の生活場として開設。

専門の指導員を配置。

■放課後子ども教室の設置状況及び利用状況

単位：人

名称	校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
渡津子どもひろば	渡津小学校	15	20	15	22
郷田っこひろば	郷田小学校	10	15	11	9
アフタースクール まつひらっこ	郷田小学校	13	10	15	14
跡市放課後 子どもクラブ	旧跡市小学校	9	6	5	4
二宮集いの家	津宮小学校	11	12		
桜江小学校 放課後子ども教室	桜江小学校	8	7	8	8
角っこひろば	高角小学校	44	44	0	30
つのみやっこ広場	津宮小学校	26	16	27	29
波っ子クラブ	川波小学校	14	12	18	7
江津東 すこやか広場	江津東小学校	15	19	10	11
有福温泉子ども教室	津宮小学校	7	7	9	9
お茶の間食堂	川波小学校	0	0	19	16

※放課後子ども教室は、子ども同士や子どもと大人の関わりや学びの場として開設。

ボランティアスタッフにより、地域の実情に応じた形態（地区により異なる）で開催。

第4節 第2期計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画策定時（令和2年3月策定）に設定した目標について、令和5年度のアンケート調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行いました。

■家庭の元気！勇気！感動！

○感動！「いいお産」

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	妊娠11週以下での妊娠届出率	96.3%	100.0%	100.0%	目標達成。引き続き100%を目指す。若年期からの啓発や医療機関との連携が引き続き必要。
2	妊娠中の喫煙率・飲酒率	・喫煙率 3.4% ・飲酒率 2.3%	・喫煙率 2.2% ・飲酒率 1.3%	・喫煙率 0% ・飲酒率 0%	前回策定時より改善。引き続き啓発が必要。

○元気！母子の健康づくり

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価	
1	こんにちは赤ちゃん事業による家庭訪問率	99.3%	100%	100%	目標達成	
2	乳幼児健診受診率	乳児健診	100.0%	100.0%	100.0%	ほぼ目標値に達している。引き続き100%を目指す。
		1歳6か月健診	100.0%	100.0%	100.0%	
		3歳児健診	100.0%	99.2%	100.0%	
3	乳幼児健診満足度	68.7%	58.1%	100%	前回より低下している。現状を踏まえた目標等を検討する。	
4	歯科保健（1人平均むし歯数）	1歳6か月児	0.05本	0.01本	0本	3歳児、3歳児以上6歳未満で目標未達成。引き続き啓発が必要。
		3歳児	0.75本	0.45本	0.25本	
		3歳以上6歳未満児	0.7本	0.72本	0.3本	

○勇気！新しい家族としての出発

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	父親が子育てに積極的に参加している割合※1	就学前 44.3% 小学生 36.9%	就学前 61.5% 小学生 44.8%	就学前 75.0% 小学生 75.0%	就学前、小学生ともに前回策定時より改善。引き続き啓発が必要。

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
2	21時以前に寝る幼児の割合	65.5%	67.4%	70.0%	前回策定時よりわずかに改善。引き続き啓発が必要。
3	子育てに自信が持てない割合	就学前 41.5% 小学生 35.9%	就学前 37.9% 小学生 38.9%	就学前 20.0% 小学生 20.0%	就学前は改善するも小学生は割合が増加。引き続き支援が必要。
4	子どもを虐待しているのではないかと思うことがある割合	就学前 12.7% 小学生 11.0%	就学前 10.4% 小学生 13.6%	就学前 10.0% 小学生 10.0%	就学前は改善するも小学生は割合が増加。引き続き啓発、支援が必要。
5	毎日の朝食摂取率	就学前 93.0% 小学生 94.5%	就学前 94.0% 小学生 95.0%	就学前 100.0% 小学生 100.0%	就学前、小学生ともに前回策定時より改善。引き続き啓発が必要。
6	離乳食教室(乳幼児相談含む)	22回開催	24回開催	36回開催	離乳食教室を乳幼児相談と同日に開催。このほか年6回の乳児健診時にも離乳食の相談を実施。
7	高校生への食に関する学習機会の提供(実施校)	3校	4校	4校	目標達成

※1 平日に子どもと対話や触れ合った時間が1日平均1時間以上の割合を計上

■地域の元気！勇気！感動！

○元気！子育てを分かち合える仲間

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	子育てについて相談相手のいない人の割合	就学前 5.7% 小学生 7.9%	就学前 6.9% 小学生 11.4%	就学前 3.5% 小学生 5.0%	就学前、小学生ともに前回策定時より割合が増加。相談しやすい環境づくりが必要。
2	利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	数値の目標は達成している。引き続き2か所で連携して事業継続する。

○勇気！職場における子育て支援

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)認定企業数	7件	12件	20件	目標未達成ではあるが、少しずつ認定企業数は増加。

■子どもたちの元気！勇気！感動！

○元気！本当の楽しさがある遊び空間

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、一体的に活動する	3か所	1か所	7か所	地域の取り組み状況を踏まえ、目標等を検討する。

○感動！創造あふれる教育環境

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	子どもの自然体験活動事業の実施	市子連 16人 プレーパーク 0人 通学合宿 25人	活動なし	4回 200人	新型コロナウイルスの影響により活動中止。

○勇気！次世代の親として

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	小中高生の乳幼児ふれあい体験(実施校)	13校	14校	15校	実施校が増えているが、引き続き全校が実施できるよう取り組みを進める必要がある。

■みんなの元気！勇気！感動！をサポート

○保育サポートの充実

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	認定こども園	4か所	4か所	4か所	目標達成
2	一時保育事業	9か所	11か所	9か所	目標達成
3	病児保育事業	休止中	休止中	1か所	医師の確保等体制の整備が必要

○生活環境の充実

項目		平成30年度 現況	令和5年度 現況	令和6年度 目標	評価
1	交通安全教室の開催	47回 (2,544人参加)	46回 (2,088人参加)	68回	新型コロナウイルス感染症の影響で中止または縮小した保育所、学校があるため回数、人数ともにH30と比べ減少。
2	子どもを対象とした防犯指導の実施	37回 (1,753人参加)	38回 (1,942人参加)	68回	新型コロナウイルス感染症の影響で実施回数はR2～R4間減少。今期計画より情報モラルの指導も含むため、参加数は中学校で増加。
3	家庭で何らかの事故防止対策をしている割合	就学前 95.1% 小学生 87.7%	就学前 96.9% 小学生 92.8%	100.0%	前回策定時より家庭での事故防止対策が進んでいる。

第5節 課題のまとめ

関係機関等と連携した、子育て家庭の支援

【現状】

子育てを楽しんでいると感じる人は就学前・小学校調査ともに前回調査時より多くなっています。一方で、子育てに自信が持てないと感じる人は就学前調査では減少していますが、小学校調査では前回調査時より増えています。

子育てに関しての悩みや気になることでは、就学前調査では「食事や栄養」「子育ての出費」「病気や発育・発達」に関すること、小学校調査では「子育ての出費」「子どもをしっかりと育てている気がする」「子どもの教育」に関することが上位意見としてあがっています。

気軽に相談できる人や場所では、親族や配偶者、友人・知人が多くを占めています。保育施設や学校も上位にはありますが、相談支援の専門家や相談場所にはほとんど相談していない状況となっています。

今後も江津市で子育てを続けたいと思うかについては、就学前調査で前回より続けたい人が減少しており、転出希望が増加しています。小学校調査では続けたい人が増加しており、子どもの年齢によって差が生じています。

【課題】

- 今後も引き続き、母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用し、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努め、関係機関等と連携しながら子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援が行えるよう、さらなる環境づくりを進めていく必要があります。
- 産後ケア事業や乳幼児健診など就学前の子どもに対しては保護者と接する機会などを通じて、不安や負担の解消につなげていますが、調査結果からも今後は小学校以降の保護者に対する相談支援の充実を図っていく必要があります。
- 主な相談先である、親族や知人などに対し、専門的な相談支援につながるように相談支援の仕組みを周知する必要があります。地域の自治会や高齢者など、市民全員に子育て情報を周知することにより、専門的な相談支援につながる機会を増やすことが求められます。
- 乳幼児期の子育て支援の充実を図り、江津市で子育てを続けたいと思う人を増やす必要があります。経済的支援や子育てサービスの充実のほか、過ごしやすい環境や働きやすい職場づくりなど、市全体で子育て家庭を支援する機運の醸成が求められます。

配慮を必要とする子どもと家庭への支援

【現状】

子どもを虐待していると思う保護者は小学校調査で前回調査と比べて若干多くなっており、両調査とも虐待しているか何とも言えないと思っている人が増えています。また、虐待していると思う人においては、しつけをし過ぎているのではと考える人が前回調査時より増えています。

近年、社会的関心が高まっているヤングケアラーについては、就学前調査、小学校調査ともに約7割が言葉も内容も知っていると回答しており、言葉自体は浸透しつつあります。一方でヤングケアラーと思われる人がいた場合の対応については、就学前調査、小学校調査ともに約3割の人がどのように対応したらよいかわからないと回答しています。

国の国民生活基礎調査では、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と半数近い人が貧困の状態にあります。

【課題】

- 虐待としつけの区別がつかない保護者も増えていることが考えられることから、虐待がどのようなものかについて学ぶ機会を提供していくことが大切です。
- 子どもたちが家庭内の負担によって孤立しないようにし、教育や社会参加の機会を十分に保たれるようにすることが重要です。ヤングケアラーなどの個々の事情についての早期発見、心理的サポート、教育機会の提供、家庭環境の改善など、学校や地域などと連携しながら支援を進めるとともに、啓発活動を行うことが必要です。
- 子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援を進め、貧困の連鎖を防ぐための対策を推進していく必要があります。

情報提供体制の充実

【現状】

子育てに関する情報の入手先では、就学前調査、小学校調査ともに「インターネット」を活用している人が多く、前回調査時よりも大きく増えています。次いで保育所（園）・認定こども園等や学校といった子どもが通っている施設からの情報入手が多い状況となっています。また、市の広報紙・ホームページも上位意見としてあげられており、こちらも前回調査時より増えています。

市の子育て支援サービスの情報の入手しやすさについて、就学前調査、小学校調査ともに入手しづらいと感じる人が増えています。

どのような手段で情報を入手できればよいかでは、就学前調査、小学校調査ともに「フェイスブック、LINEなどのSNS」「スマホアプリ（プッシュ通知）」で情報を入手したいと思う人が多くなっています。

保護者の主な相談先は、親族や配偶者、友人・知人などが多く、専門機関や市役所などの回答は少数となっています。

【課題】

- 市の広報紙・ホームページから情報を入手している人も増えており、引き続き、子育て支援に関する必要な情報が得られるよう内容の充実を図っていく必要があります。
- 本市においては江津市子育て支援ガイドや市広報紙・ホームページ等を通じて子育てに関する情報提供を行っています。一方で、市の子育て支援サービスの情報が入手しづらいと感じる人が増えており、市の子育て支援に関するサービスや情報が十分に届いていない状況が伺えます。子育て世帯に有益な情報が届けられるよう、SNSを通じた情報発信の充実や、アプリを活用したプッシュ通知の導入など新たな情報発信ツールの検討等が求められます。
- 最新の子育て支援の情報について、子育て世帯だけではなく地域住民や別居の親世代などに幅広く啓発することにより、専門的な相談支援につながる環境をつくる必要があります。

仕事と子育ての両立の推進

【現状】

未婚率をみると、平成 27 年から令和 2 年にかけて、男性では 35～39 歳の未婚率が減少しているものの、男性、女性ともにそのほかの年代では未婚率が増加しており、未婚化や晩婚化が進んでいます。

女性の労働力率について平成 27 年と令和 2 年を比べるとすべての年代の労働力率が上昇し、島根県や全国と比べても高い水準にあります。夫婦共働き世帯も全国と比べて高く、働く女性が多い状況が伺えます。

就学前調査における育児休業の取得状況について、母親は前回調査時が約 6 割でしたが今回の調査では約 7 割、父親では前回調査時が 1.7%でしたが今回調査では約 1 割となっております。育児休業を取得した人が増加しています。

放課後児童クラブの充足率は高い状況となっております。

【課題】

- 価値観が多様化するなかでそれぞれの家庭における希望も多様化しています。女性のキャリアの維持や仕事と子育てが両立できる環境をつくること、また、男性の家事や子育てへの参画を後押しするためにも、家事や育児能力の向上につながる取り組みを進めていくことが大切です。
- 育児休業を取得した男性も前回調査時よりは増えてはいますが、いまだに 1 割程度と十分とはいえない状況です。働きながら安心して子育てが続けられるよう、保育サービスなどの充実と合わせて引き続き、企業への意識啓発や情報提供などの働きかけを通じ、仕事と家庭の両立支援の環境づくりを進めていくことが重要です。
- 保護者が安心して就労するためには、子どもが安全・安心に過ごせる場所が必要となります。保育サービスや放課後児童クラブなどの適正な運営を支援し、子どもたちの居場所を確保することが重要です。

医療体制の充実

【現状】

乳幼児期や学童期はケガや病気なども多く、子育て中の家庭においては心配事の一つとなっています。ニーズ調査をみても、特に就学前の保護者において子どもの健康に関する悩みや不安が上位にあがっています。

そのため、小児科や小児救急医療体制の充実など、子どもが安心して医療にかかれる体制の整備を進めていく必要があります。

令和6年度での子ども医療費助成制度では、就学前児童は無料、小学生から18歳までの医療費負担は総医療費の1割負担としています。また、負担の上限は一月1医療機関ごとに入院外が1,000円、入院が2,000円とし、薬局での負担や治療用装具の負担は無償となりました。

これを、令和7年4月からはその負担額についても助成対象とし、医療費の無償化を実施します。

【課題】

- 医師会、医療機関及び県との連携を図りながら、周産期医療体制の検討や小児科医の確保に努めるなど、必要な医療体制の確保が重要です。
- 子どもの保健、医療についての相談支援体制を強化し、日ごろから母子ともに健康で暮らすための健診や生活相談、食育などと連携しながら母子保健を進めていくことが求められます。

安心して子育てができる環境の整備

【現状】

江津市は子育てがしやすいまちだと「思う」保護者は、就学前が31.9%、小学校が28.9%となっており、また、今後も江津市で子育てを「続けたい」保護者は、就学前が55.5%、小学校が61.7%となっています。

また、少子化対策に必要なことや希望する子育て支援として「子育てや教育にかかる費用を抑える取り組み」が、今後希望する子育て支援について「外遊びができる場所の確保」を求める意見が上位にあがっています。

子育て支援に係る満足度を高め本市で安心して子育てを続けられるよう、生活環境の整備や経済的負担の軽減などを行っていく必要があります。

【課題】

- 結婚時、出産時、産後等の経済的支援やサービスの充実など、近隣市町との格差を調査し、支援の在り方について検討を重ねる必要があります。
- 子育て支援の財政について、取捨選択や将来性を見据えた検討が必要です。
- 地域子育て支援事業の強化を図り、子育ての負担が軽減できるまちづくりを進めていくことが求められます。
- 地域の社会資源を把握・開拓し、多様な子育て支援サービスを提供する必要があります。

第2章 計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念と基本目標については、第2期計画を継承します。

第1節 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

江津市は、江の川流域に位置し山・川・海の豊かな自然に恵まれて発展してきたまちです。子どもたちは、この大自然に抱かれながら地域社会の中で大切に育まれてきました。

しかしながら、現在、急激な社会の変化や複雑な社会情勢を背景に、子どもと地域のつながりが希薄化し、それに伴って子育て家庭が孤立したり、子育ての負担感を感じたりする保護者も少なくありません。

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、一人ひとりが大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。それと同時に、将来の江津市を支え、また次の世代へとつなぐ架け橋となります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭、地域、市がそれぞれの役割を持ちながら一体となって、子どもと子育て家庭に温かく寄り添い、応援する環境をつくっていくことが必要です。

江津市の子どもたちが、地域の中で心豊かに育ち、未来を支える力を育むことができるよう、子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき理念を「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」とし、理念の実現を目指して施策を展開します。

**地域みんなで育む こどもたちの未来
明るく心豊かに育て江津っ子**

2. 基本理念実現のためのキーワード

第6次江津市総合振興計画の視点を受け継ぎ、以下の点を基本理念実現のための視点として設定します。

こどものくらし

安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。
子どもたちが心身ともに豊かに育つ環境を整えます。
安全を実感して日常生活を送れる支援体制を整えます。

こどものこころ

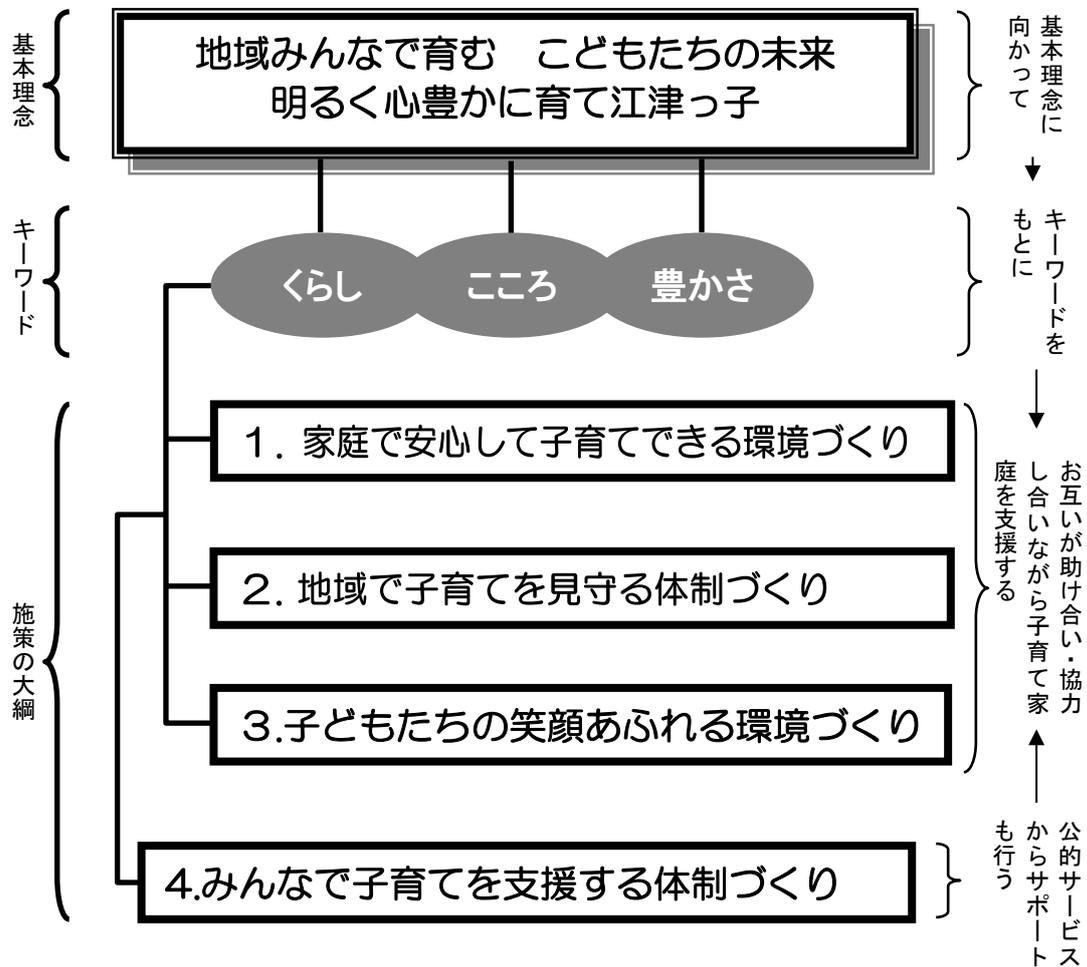
郷土愛にあふれた江津っ子を育みます。
心身ともにしなやかでたくましい子どもたちを育みます。
生きる力が身につく学びの場をつくります。
「思いやり」を持って行動する、やさしい気持ちの子どもたちを育みます。

豊かな環境

子どもたちがいつまでも笑顔でいられる、豊かな環境を維持します。
子育てに魅力的な暮らしが詰まった豊かな地域をつくります。
「子育てしやすい江津市」を目指します。

第2節 施策の大綱

前節の基本理念及びキーワードを整理すると、施策の大綱のイメージは以下のようになります。



第3節 計画の基本目標

基本理念「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」の実現に向け、4つの施策の大綱のもと、11の基本目標を掲げるとともに、目標ごとの重点施策を定め、基本計画を推進するものとします。

施策の大綱1 家庭で安心して子育てできる環境づくり

(1) 安心・安全に子どもが産める環境

母親が妊娠中を健康に過ごし、安心して出産できるよう、妊娠期からの子育て不安の解消に向けた取り組みを推進し、すべての母親がわが子の誕生に感動できるよう支援を行います。

(2) 母子の笑顔あふれる健康づくり

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うなど、産後も安心して子育てができる支援体制を整えます。

母子が心身ともに元気で過ごせるよう、母子保健事業をはじめとする母子の健康づくりの取り組みを推進します。また、すべての子どもが地域で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

(3) 支援を必要とする子どもや家庭の支援

小家族化の進行や育児情報の氾濫などを背景として発生する育児不安やストレスを解消し、親がわが子の成長に日々向き合う勇気が持てるようにするためには、それぞれの子育て家庭の生活状況を把握し、必要な支援を講じていくことが重要です。

そのため、様々な家庭環境にある子どもが等しく将来に夢を持って学び育つための支援と保護者の自立支援の両面から支えられる環境づくりを進めます。

虐待の未然防止・早期発見・早期対応の啓発に努めるとともに支援体制の推進を図っていきます。また、子どもの貧困やヤングケアラーなど、配慮が必要な子どもやその世帯に対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要な支援を行います。

障がい児など支援が必要な子どもやその家族に対する支援体制を整備するとともに、必要となる福祉サービスの充実を図ります。

施策の大綱2 地域で子育てを見守る体制づくり

(1) 子育ての楽しさを分かち合う場づくり

こども家庭センターを中心に、子育て家庭が悩みや不安を抱え込まないよう相談支援体制の充実を図ります。また、子育ての不安や悩みを解決するには、同じ子育てをしている仲間や先輩と気持ちを分かち合うことも有効です。

子育てサポートセンターや地域の子育て支援センター・子育て支援室等、保護者が気軽に立ち寄れる場を広く周知するとともに、参加しやすいイベント等を実施し、引き続き親子の仲間づくりを推進します。

(2) 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

地域における連帯感の希薄化が心配される中、子どもたちや子育て家庭を地域で支えるためには、お互いの理解を深めることが大切です。子どもたちが地域の高齢者から伝統行事を教わったり、多くの人と関わったりしながら様々な体験を共有することで地域とのつながりをつかぎながら確かなものにしていきます。また、子育てを取り巻く社会の変化や、保護者の不安や負担に対する理解を広げ、地域ぐるみで子育てを支える意識の醸成を図ります。

(3) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

国においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及・啓発に努めていますが、仕事を優先する慣行や育児休業を取りにくい職場の雰囲気などがあり、思うようになり取り組めず進んでいません。ワーク・ライフ・バランスを社会全体で支援していくためには、企業の協力や働く人一人ひとりの行動が不可欠であり、そのための意識改革や支援を行っていく必要があります。また、結婚・出産後も就労を希望する女性が仕事を続け、職場への復帰ができるよう市民や企業に働きかけていくことが必要であり、啓発等の取り組みを推進していきます。

施策の大綱3 子どもたちの笑顔あふれる環境づくり

(1) それぞれが楽しめる遊び空間

女性の社会進出が進み、共働き家庭が増えたこと等により、子どもの放課後の居場所が確保されることが特に重要となります。そのため、放課後児童クラブの適正な整備に取り組めます。

また、公園や地域コミュニティ交流センターなどの遊び場、地域との連携による自然体験活動などの遊びの機会を充実し、子どもたちが元気に遊ぶことのできる身近な場、親たちが安心して子どもを遊ばせることができる場の確保を進めます。

(2) 創造あふれる教育環境

創造性あふれる心豊かな子どもを育成していくためには、家庭、地域、学校が連携しながら、それぞれの役割で子どもに「学び」を提供することが大切です。そのため、地域や学校で子どもたちが実体験を通じて感動し、自ら考え、判断する力を育てていく取り組みを推進します。

また、幼児教育から小学校への学びの連続性を確保し、すべての子どもたちが安心して小学校生活を送ることができるよう、保育施設・小学校間の交流や情報交換が行える場を設けるとともに、島根県幼児教育センターと連携し、保育士等の資質向上に向けた取り組みを進めます。

(3) 次世代の親の育成

小家族化が進み、青少年の頃から乳幼児とふれあう機会が少ないために、命の大切さや子どもを産み育てる意義についての理解を深める必要があります。

「次世代の親育て」の観点から、学童期、思春期から成人期に向けた保健対策を推進し、男女が協力して家庭を築いていくことの大切さ、子どもを産み育てる意義について意識の醸成を図ります。

施策の大綱4 みんなで子育てを支援する体制づくり

(1) 保育サポートの充実

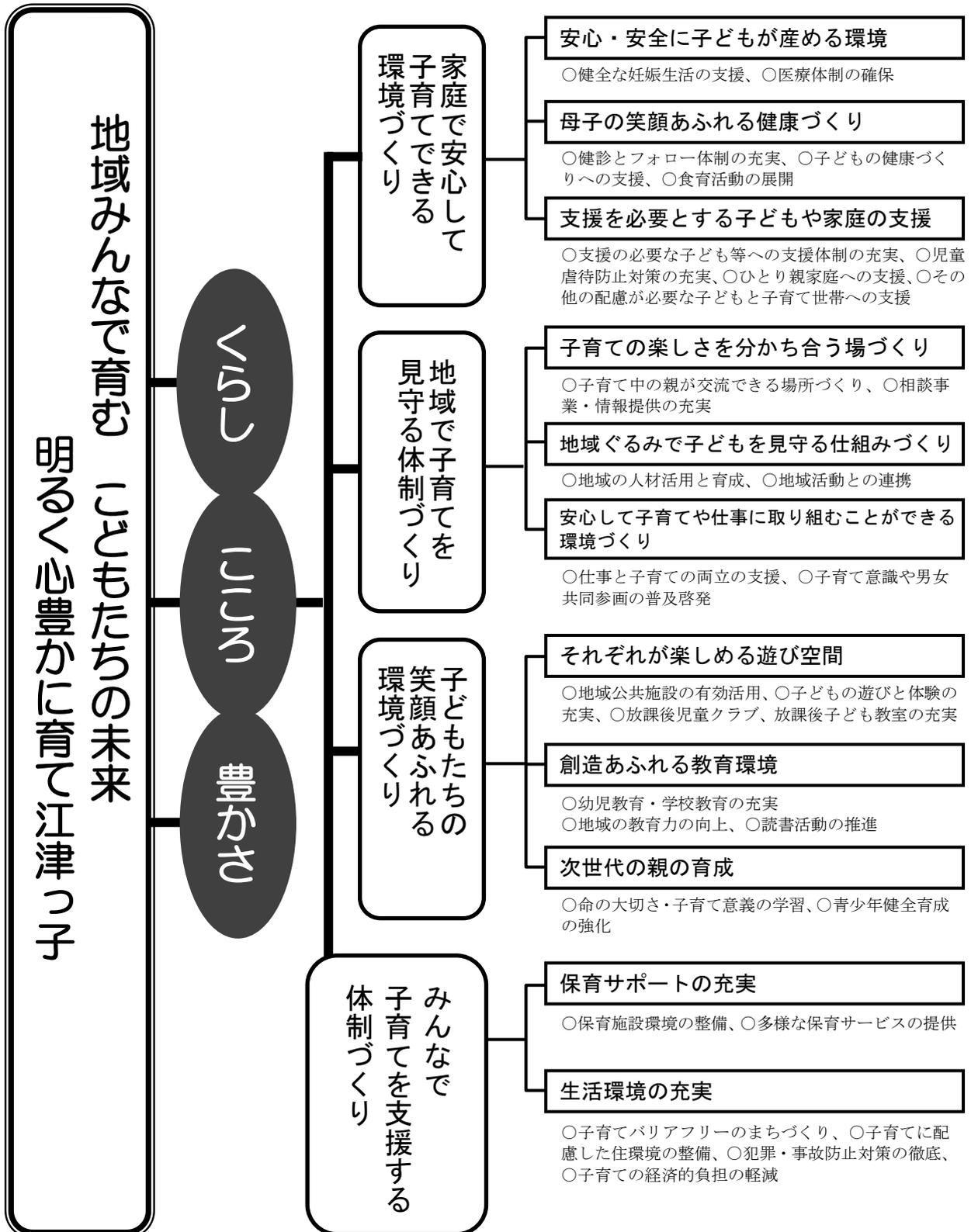
保護者が安心して子どもを預けることができるよう保育施設の適正な配置に努めるとともに、利用者の多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの充実を推進します。

(2) 生活環境の充実

子連れでも出かけやすいまちづくりや子育てに配慮した住宅環境の整備を進めるとともに、子どもが犯罪や事故にあうことのないよう、犯罪や事故防止対策の推進を図ります。

また、子育て世帯にとって大きな負担となっている、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

第4節 計画の体系



第3章 家庭で安心して子育てできる環境づくり

第1節 安心・安全に子どもが産める環境

1. 健全な妊娠生活の支援

現状と課題

- 妊娠・出産期における母体の健康管理や安定した精神状態の確保は胎児への影響も大きいため、安心して出産し子育てに臨めるよう、妊娠期からの子育ての不安の解消に向けた支援が必要です。本市では、妊娠届出の際に母子健康手帳を交付して妊婦全員と面談し、必要な情報提供を行うとともに、支援の必要な妊婦について、保健師による家庭訪問を実施しています。今後も子育てに不安を抱えている妊婦などの早期発見・早期支援を図る必要があります。
- 妊娠中に子育てに関する不安を妊婦が一人で抱え込んだり孤立したりしないよう、夫婦、祖父母に参加を促して「産前教室」を土・日に開催しています。これは、妊娠中の健康管理などに関する情報提供や、産後に必要な育児手技など、体験型の教室となっています。さらに参加してもらうために、内容の充実や周知の方法などの工夫が必要です。
- 済生会江津総合病院での分娩が中止となり、妊産婦の多くが浜田医療センターで健診を受けることとなっています。市外での受診に不安を抱く妊産婦も少なからずいるため、安心・安全なお産に向けて、浜田圏域で行政・病院・開業助産院等が連携した取り組みが必要となっています。
- 本市においては、一般不妊治療費助成制度、特定不妊治療費助成制度に加え、平成28年度より不育症治療費助成制度、男性不妊治療費助成制度を実施しています。費用助成については、医療機関にチラシを配布しており、周知を図っています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
母子健康手帳配布時の保健指導の推進	母子手帳交付時に保健師等が妊婦全員と面談して必要な情報提供を行うとともに、不安やリスクを抱える妊婦の早期把握に努めます。妊娠中のフォローや産後のきめ細やかな支援へとつなげていきます。	子育て支援課
妊婦訪問の推進	支援の必要な妊婦に対して保健師が家庭訪問を実施し、健全な妊娠生活を支援します。	子育て支援課
産前育児学級の充実	より多くの夫婦の参加を目指し、内容の充実を図り、SNSを活用した情報発信を進めます。 時代とともに変化することからも、あらゆる世代に対して、啓発活動を実施します。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
「いいお産」の適切な普及	市内での分娩中止による、妊婦の不安を少しでも取り除くことができるよう、済生会江津総合病院の産婦人科と連携し、助産師外来等の利用促進を図る取り組みを進めます。 妊婦やその家族がお産について主体的に臨むことのできる「いいお産」の普及に引き続き努めます。	子育て支援課
歯科検診の推進	妊娠期は、生まれてくる子どもの健康のために、自分自身の健康への意識が高まる時期です。妊婦自身の歯の健康づくりから、子どもや家族の口腔の健康管理への理解が深まるよう啓発し、妊婦の歯科検診の取り組みを進めます。	子育て支援課
不妊治療に関する経済的支援	不妊治療に関する経済的支援を継続するとともに、医療機関へのチラシの配布や広報等での情報発信を通じて、不妊治療費助成制度の周知に努めます。	子育て支援課

2. 医療体制の確保

現状と課題

- 乳幼児を持つ親にとって、小児救急医療をはじめとする小児医療体制の確保は大変重要なものです。しかし本市では、小児救急医療を担う済生会江津総合病院で平成 27 年度から小児科の常勤医師の不在が続ぎ、現在は小児救急医療の対応ができない状況です。さらに同病院では産科医不足により、令和5年6月から分娩が中止となり、再開の見通しは立ちません。浜田圏域で分娩できるのは浜田医療センターだけとなっています。
また、発達障がい児等の医療を担っている西部島根医療福祉センターにおける専門医の維持、確保も課題となっています。
- 拠点病院が行う医師等招致活動に対し支援を行うとともに、拠点病院に勤務する医師・看護師等の医療従事者の研修会等への参加支援を行うことで、赴任や定着の一助となっています。
- 地域医療確保対策として、本市での勤務を希望する地元出身の医師・看護師等の状況把握に努めており、地域枠推薦の看護師については、就職につながっています。一方で、地域枠医師については、研修医制度や医師の不足、専攻する診療科の関係等もあり、定着に時間がかかっている状況です。
- 市内で開業していた小児科と内科の2医院が令和6年に立て続けに閉院し、医療体制で厳しい状況が続いています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
小児救急医療体制の確保	<p>小児科医療体制において、小児救急医療や発達障がい児医療等、本市の中核となる拠点病院である済生会江津総合病院及び西部島根医療福祉センターにおける常勤医の確保に向け、連携を図りながら取り組みを続けます。しかし、派遣元である大学においても医師不足のため、拠点病院において総合診療医を招致・育成する仕組みをつくり、総合診療医で可能な範囲の小児救急医療体制の確保に努めます。</p> <p>現状の医師数でも、できる限りの救急医療が行えるよう救急医療アプリの導入を進めます。併せて、浜田医療圏域における救急医療体制をどのように整備していくか、県等も交えた協議・検討を進めていきます。</p>	健康医療対策課
地域医療拠点病院における医師・看護師等確保対策	<p>本市の地域医療を支える拠点病院が行う、医師・看護師等の招致活動に対し支援を行い、拠点病院に勤務する医師・看護師等の医療従事者の研修会等への参加支援や常勤医師の負担軽減等への支援を行うことで、赴任や定着の一助とします。</p> <p>医師確保については派遣元の大学への働きかけだけではなく、地域卒医師や開業医の後継者等が若い段階で戻ってこられる体制整備や施策についての取り組みへの支援も進めます。看護師確保については看護学校、大学など関係機関との連携を視野に入れ取り組みを検討します。</p> <p>また、将来医療従事者を目指す児童生徒を増やすため、主に小・中学校に対する地域医療教育を推進します。</p> <p>今後はワーク・ライフ・バランスも踏まえた、働いてみたい、働き続けたいと思える制度、施策についても検討を進めます。</p>	健康医療対策課
産科医等確保対策事業	<p>本市の拠点病院が分娩中止となり、再開の見通しは立っていません。本市のお産を支えるため、産科医の確保に向けた取り組みを進める一方で、ある程度の集約化はやむを得ないとこの視点から、浜田圏域における周産期医療体制の整備及び助産のあり方などを浜田市、県も交えて協議、検討を進めていきます。</p> <p>また、周産期医療体制に不可欠な常勤小児科医の確保に向けた取り組みも引き続き行っていきます。</p>	健康医療対策課

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	妊娠中の喫煙率・飲酒率	・喫煙率 2.2% ・飲酒率 1.3%	・喫煙率 0% ・飲酒率 0%	子育て支援課

第2節 母子の笑顔あふれる健康づくり

1. 健診とフォロー体制の充実

現状と課題

- 妊娠や出産は新しい生命の誕生という大きな喜びとともに、妊産婦にとってはからだの変化や分娩・育児に対する不安を伴いやすく、心理的に大きな不安となります。市保健師・保育士、子育て支援センターの保育士・看護師が協力して、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問しています。母親と関わることで、母親との信頼関係を築き、乳幼児健診の受診勧奨や養育についての相談・助言を行っています。また、乳幼児相談事業を定期的に行っており、保護者の不安解消に努めています。
- 令和5年1月から、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始しています。
- 多胎児を持つ親は、育児負担や育児に対する不安もさらに大きくなります。また、医療的ケアの必要な子どもを持つ家族は、在宅医療の調整とともにきめ細やかな支援を行う必要があります。家庭訪問をはじめとして、医療機関や関係機関との連絡調整、同じ環境にある母親等と情報交換ができるよう仲間づくりに努めます。
- 出産直後の産婦の不安や育児への戸惑いなどを取り除き、安心して子育てができるよう産婦健診や産後ケア事業を実施しています。産婦の不安はそれぞれ異なるため、関係機関と連携したきめ細やかな支援が必要です。
- 乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診ともに100%近い受診率となっています。健診に関わる関係機関等と協議しながら健診内容の充実を図っています。
- 乳幼児健診未受診者、要支援児に対しては、訪問、電話等で状況を確認し、受診勧奨を行っています。支援の必要な子どもについては、発達健康相談を紹介し、早期対応を図っており、その後の状況についても、西部島根医療福祉センター、保育施設、学校と連携しスムーズに就学へつなげるよう努めています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
乳児家庭全戸訪問の推進（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を、保健師や地域の看護師・保育士等が訪問し、子育て支援を行っています。引き続き、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、保護者の不安解消を図っていくとともに、訪問を機会に保護者との信頼関係をしっかりと築き、地域の子育て支援やその他事業へとつなげていきます。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
産婦健診・産後ケア事業の推進	産婦健診を産後2週間目と4週間目を実施し、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ります。また、出産後の母親の心身の回復と育児不安の解消を図るため、引き続き産後ケア事業(通所型、訪問型、宿泊型)を実施します。	子育て支援課
乳幼児相談の充実	定期的に乳幼児相談を開催することにより、子どもの身長や体重を計測し、体の成長を確認するとともに、保護者の育児に関する悩みや不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。また、保護者の仲間づくりや情報交換の場を提供します。支援が必要な親子を継続的にフォローする場としても活用できるよう、広く周知を行います。	子育て支援課
乳幼児健診の推進	健診の大切さを啓発するとともに、乳幼児の健康課題や保護者の不安の解消につながる場となるよう内容の充実を図り、受診率の向上を目指します。また、乳幼児の状況に応じて、専門機関や福祉サービスに結び付けられるよう、健診精度の管理と担当者のスキルアップを図ります。	子育て支援課
健診未受診児・要支援児のフォロー体制の充実	専門機関・スタッフ等と連携しながら、電話・訪問によるフォローを行うとともに、再健診日などの設定を行い、未受診児や要支援児が潜在化することのないよう努めます。 保育施設入所児童については、今後も引き続き保護者の了解を得て状況確認を行います。また、必要時は発達健康相談によるフォローを行い、早期に適切な支援につなぐとともに、子どもの将来を見据えて支援が受けられるよう関係機関と連携し、取り組みを進めます。	子育て支援課

2. 子どもの健康づくりへの支援

現状と課題

- 近年、子どもの運動する機会の減少等により、子どもの体力や運動能力の低下が進んでいます。本市は、令和5年度に「健康増進計画」を改訂し、子ども期から望ましい生活習慣を身につけ、生活習慣病にならないよう予防や生活習慣の改善等の事業を行っています。特に朝食の欠食や肥満傾向などが若年化しています。
- 社会の変化とともに子どもたちが長時間メディアに触れる機会が増え、生活習慣の乱れが懸念されます。一方で、GIGAスクール構想の推進に伴い、家庭でのICT機器の取扱い時間が増えてくるため、他のメディアとの関わりを含めて、ルールを守って利用できるよう指導をしていく必要があります。
- 本市では、歯科保健に対する高い意識を身につけ、生涯自分の歯で食べることができるよう歯磨き指導を行っています。保育施設では、4・5歳児の希望者にフッ化物洗口を実施し、乳幼児健診対象児の中で希望する児に対しては、歯科医療機関でのフッ化物歯面塗布を実施しています。幼児期では1人に多くのむし歯がある傾向が強くなっているため、検診後の受診勧奨や受診確認の仕組みを考える必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
歯の健康づくりの充実	健康な生涯を送る上で重要な歯の健康は、子ども期におけるむし歯予防が大切です。引き続き幼児の「むし歯予防教室」やフッ化物歯面塗布、保育施設や小・中学生のフッ化物洗口を関係機関等と連携しながら啓発活動を進めることで、子どものころから、歯の健康について学ぶ機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課
生活習慣改善の取り組み	子どもたちの体力や学力、コミュニケーション力など人間としての基礎的な力の弱まりは、過剰なメディア接触と深く関係していることから、健康被害やネット依存について、考える機会を提供することで、子どもたちの健やかな心身の発達を目指します。 また、子どもたちの生活リズムの向上とより良い生活習慣の定着を図るため、乳幼児相談や乳幼児健診での啓発、保育施設や小中学校、地域の団体などが連携した朝ごはん摂取に向けた取り組みなどを推進します。また、SNSを活用した啓発を行うなど子どもたちにもわかりやすく情報提供します。	子育て支援課 学校教育課

3. 食育活動の展開

現状と課題

- 令和6年3月に、第4次江津市保健福祉総合計画を構成する個別計画として「食育推進計画」(令和6年度～11年度)を策定しています。また、年に3回、食育推進会議を開催し、食育活動や食育に関する情報共有、意見交換を行い、食育推進体制の強化を進めています。
- 乳幼児期から、食は家族とのコミュニケーションを図る場として推進されていますが、ライフスタイルの多様化に伴い、子どもの年齢が上がるにつれ共食の頻度は減少傾向にあります。食育は、栄養摂取と健康増進にとどまらず、マナー、家族等とのコミュニケーション、食べ物への感謝の気持ち、郷土への誇りを育てるなど子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、大切な取り組みです。引き続き、保育施設や学校、家庭、生産者、関係機関等が一体となった食育の取り組みが必要です。
- 生活の基盤である家庭を中心に、保育施設、学校と連携し、現代のライフスタイルに配慮しつつ、デジタルツールを活用した子どもとその保護者に対する食育の取り組みが求められています。
- 成人期において肥満や生活習慣病が増加している中、小児期から基本的な生活習慣を身につけ、予防に取り組むことが大切です。
- 保育施設や学校等における食育の推進として、児童生徒と生産者の交流を通じた食への関心や感謝の心を育む取り組みや、給食を生きた教材として食に関する指導の充実を図りました。給食便りなどによる食育の情報発信及び啓発などを行っています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
食育活動の全市的な取り組みの推進	第4次江津市食育推進計画で掲げた基本目標を、関係機関と連携しながら全市的な取り組みとなるよう進めます。食育に関する啓発活動を家族向けのイベント等に合わせて行い、家庭への啓発・知識普及を充実させ、行政、保育施設、学校、地域団体とのネットワークづくりを強化します。 また、栄養摂取と健康増進のみならず、食べ物やそれに関わる人たちへの感謝の気持ちを育て、自分で食事をつくることができる等の「生きる力」を身につけるとともに、家族団らんの楽しい食卓づくりを進め、食を通して人とのつながりや優しさを感じることができる食育の環境づくりを行っていきます。	子育て支援課 健康医療対策課 学校教育課
母子保健事業等における食育の推進	妊娠期・出産後の母親を対象にした「産前育児学級」や「離乳食教室」、幼児から高校生までの子どもに向けた食育講座、調理実習等を通じて、乳幼児期・学童期・思春期・青年期と将来の食生活の基礎をつくるための食育を推進します。各種の教室や相談は、子どもの食を通じて保護者自身の食を考えるきっかけとなるよう工夫しながら行います。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
保育施設や学校等における食育の推進	各小学校において「食への関心を深め、望ましい食習慣を身につける」、各中学校において「食を選択し判断する力と実践していく力を身につける」ための指導を充実させます。さらに、学校給食では、江津市産食材を充実させ、地産地消への取り組みを推進します。 児童生徒が地元生産者と交流することで、食への関心や感謝の心を育む取り組みを行います。	子育て支援課 学校教育課
地域における食育の推進	子どもたちが地域の中で、郷土料理の出前講座や伝承料理の体験等を通じて、保護者と一緒に学び、楽しめるよう、関係機関と連携を強めて、機会の拡充や啓発活動に努めます。また、家族団らんの楽しい食卓づくりを推進します。	子育て支援課 健康医療対策課

【目標指標】				
目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	こんにちは赤ちゃん事業による家庭訪問率	100%	100%	子育て支援課
2	乳幼児健診受診率	乳児健診 100.0% 1歳6か月児健診 100.0% 3歳児健診 99.2%	乳児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	子育て支援課
3	歯科保健(1人平均むし歯数)	1歳6か月児 0.01本 3歳児 0.45本 3歳以上6歳未満児 0.72本	1歳6か月児 0本 3歳児 0.3本 3歳以上6歳未満児 0.4本	子育て支援課
4	毎日の朝食摂取率	就学前 94.0% 小学生 95.0%	就学前 100.0% 小学生 100.0%	子育て支援課 健康医療対策課

第3節 支援を必要とする子どもや家庭の支援

1. 支援の必要な子ども等への支援体制の充実

現状と課題

- 本市では、支援を必要とする子どもたちが適切な治療・療育に繋がるため、「ごうつすくすく相談ネット協議会」を活用し、保育施設の「巡回相談」や「ゆうゆう教室」、研修会を実施し、関係機関が連携しながら早期の支援ができるよう取り組んでいます。就学に関しては、関係機関と連携し、学校とのつなぎ、専門機関へのつなぎなど、スムーズに就学ができるよう支援を行っています。
- 近年、発達に支援の必要な子どもが増加傾向にあり、児童福祉サービスの利用者も増加しています。これに対して、障がい児通所サービス事業所も増え、療育が必要な子どもに対して適切なサービスが受けられる体制が整ってきています。一方で、医療機関の予約が取りにくく初診までの期間が長くなること、各福祉サービスの適切な量や人材の確保及び質の向上などの課題も出ています。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加傾向にあり、発達障がい等の障がいの多様性への対応が課題となってきています。そのため、出生から発達段階及びライフステージに応じ、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。また、障がいのある児童が、地域の保育、教育等を受け障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、包容（インクルージョン）の推進に取り組む必要があります。
- 医療的ケア児の支援を進めるため、協議の場として保健、医療、障がい福祉、保育、教育といった庁内の担当部署、浜田保健所、江津市基幹相談支援センター、医療的ケア児等コーディネーターなどをメンバーとした「江津市医療的ケア児支援関係機関連絡会議」を立ち上げました。この連絡会を中心に体制整備等に向けた取り組みを進めていきます。
- すべての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、個々の困りごとに寄り添った指導を行っています。児童生徒の状況や実際の支援の状況を教職員と共有することで、児童生徒のことを理解し、その後の支援に生かしています。また、個別の支援計画や実際の支援について教育相談指導員や特別支援教育指導員、指導主事による各学校への訪問を行っており、学校に対する支援を通じて、望ましい支援について考える場を設けています。支援の必要な児童の状況に応じて専門的な知識も必要となるため、定期的な研修によるスキルアップが必要です。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
支援の必要な児童の早期発見・早期支援の推進	「ごうつすくすく相談ネット協議会」を核に、支援の必要な児童について、福祉、教育、保健、医療及び労働等の関係機関が連携して早期の相談に対応するなど、将来を見据えた総合的な支援を行います。 西部島根医療福祉センター、島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」など専門機関との連携を図り、早期療育・発達相談などの支援を行います。 また、保育施設の通級のあり方について検討します。	子育て支援課 学校教育課

施策名	施策の概要	主な担当課
福祉サービスの充実	<p>就学に向けて、乳幼児期の情報共有をもとに、学校等関係機関と連携し就学時の相談の充実を行います。</p> <p>特別支援学校の卒業に向けて、引き続き関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。</p> <p>浜田圏域自立支援協議会キッズサポートワーキングにおいて、関係者間で地域の課題抽出を図り、その解決に向けて取り組みます。</p>	<p>高齢者障がい者福祉課</p>
医療的ケア児支援体制の推進	<p>医療的ケア児支援関係機関連絡会議を令和5年度より実施しています。関係機関の情報共有や支援の充実を図ることができているため、引き続き定期的な開催に向けて取り組みます。</p> <p>医療的なケアが必要な子どもの在宅生活を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。引き続き、支援体制の整備を行っていきます。</p>	<p>高齢者障がい者福祉課 子育て支援課</p>
保育・教育環境等の充実	<p>全小中学校に引き続き特別支援教育支援員を配置し、個々の児童に寄りそった支援を行い、教職員と連携して支援状況を共有します。専門知識も必要なため、定期的な研修で教職員や支援員のスキル向上を図ります。</p> <p>発達障がいを含め、困難を抱える児童生徒への支援は、関係機関と連携して望ましい就学を支援できる体制を整えます。また、放課後児童クラブでは小学校と協力して、支援の必要な児童の受け入れ体制を維持します。また、障がいのある児童が分け隔てられることなく、地域の子どもとして、一緒に遊び、活動できるよう、担当課と連携し放課後児童クラブの受け入れ体制の構築を図ります。</p> <p>保育施設では、支援が必要な子どもに加配の保育士を配置します。さらに、「ごうつすくすく相談ネット協議会」を活用して、就学前の児童に対しては、巡回相談、ゆうゆう教室、研修会を実施し、関係機関と協力して早期支援に取り組んでいきます。</p>	<p>学校教育課 社会教育課 子育て支援課</p>

2. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 本市では「江津市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関による情報共有、対応策の検討などを行っていますが、対応ケースは複雑化しており、関係機関との連携がより重要となっています。引き続き支援体制や庁内連携体制の強化を図るとともに、市民への虐待防止に関する啓発を行っていく必要があります。
- 虐待予防と早期発見の観点から、伴走型相談支援の実施により、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談を受け付け、子育て世帯に寄り添った支援をしています。産婦健診や産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健事業を継続して実施し、出産後の早い段階から母親の不安や育児への戸惑いに対応することで、安心して子育てができるよう支援しています。さらに、子育てサポートセンターでは、初めて子どもを持つ0歳児の親の交流の場を設け子育て家庭の孤立化の防止に努めています。
- 令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、児童福祉分野と母子保健分野の支援を統合し、一体的な取り組みを進めています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
虐待防止ネットワークの推進	要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の早期発見、早期対応、未然防止が実現するよう引き続き関係機関との連携を図ります。また、11月の児童虐待防止月間に関係機関、保育施設、小中学校の保護者に対してチラシを配布し周知・啓発を行うなど、虐待の潜在化防止と早期発見を目指します。	子育て支援課 学校教育課
子育て家庭の孤立化の防止	こんにちは赤ちゃん事業による生後4か月までの全戸訪問を実施し、保健師や保育士、看護師が家庭の不安や悩みに寄り添います。また、出産後に産婦の状況を早期に把握し、切れ目ない定期的な相談の場とするため、産婦健診や産後ケア事業を実施し、出産後の母親の心身の回復と育児不安の解消を図ります。支援の必要な母親が潜在化しないよう支援が必要な家庭の把握に努め、関係機関と連携して適切なサービスへつないでいきます。 きめ細かな相談体制や子育て中の親同士が交流できる場を設け、誰かと接することでストレスを解消し、親として自己啓発ができる場をつくります。	子育て支援課
こども家庭センターによる支援の実施	令和6年4月に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合して、こども家庭センターを設置しました。児童虐待を含む、子どもや母子の様々な相談に一体的に対応、支援していきます。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
養育支援訪問事業の実施	母子手帳交付時の面談により、出産前に養育支援が必要な家庭や、こんにちは赤ちゃん事業などで把握した継続支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行います。 継続して支援が必要な家庭を訪問して保護者の養育力を支援するとともに、子育て支援サービスへとつなげていきます。	子育て支援課
里親制度の普及・啓発	里親制度は、様々な事情により家族と暮らせない子どもを温かい家庭環境の下で養育する制度です。児童相談所と連携し、里親に関する情報提供を進めます。また、里親委託による子育て短期支援事業を引き続き実施し、制度の普及に努めます。 浜田地区里親会に参加して里親との交流を図り、関係を構築していきます。	子育て支援課

3. ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 離婚した家庭の多くは母親が親権者となり、母親自らが生計を担うと同時に子どもを扶養しています。母子家庭では、特に経済面で困難を抱えている家庭が多い状況であり、自立に向けた支援を充実していく必要があります。一方で、父子家庭も子どもの養育や家事などの生活面での不安を抱えている場合が多く、母子家庭同様に負担軽減のための支援が求められています。
- 本市では、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や福祉サービスの情報提供等の支援を行っています。
- ひとり親家庭への経済的な支援として、所得の低い世帯については、保育料を軽減または免除しているほか、児童扶養手当の支給や入学支度金事業なども継続して実施しています。また、ファミリーサポートセンター利用料の半額助成制度も実施しています。
- 今後も、ひとり親家庭が安心して生活できるように、経済的支援や相談・情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
ひとり親家庭への相談支援の充実	ひとり親家庭の個別の相談にきめ細やかに応じられるよう、引き続き母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談や福祉サービスの情報提供等の支援を行います。また、公共職業安定所と連携して就労支援を行い、自立を支援します。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
ひとり親家庭への経済的支援の充実	引き続き、児童扶養手当を適正に支給するとともに、母子父子家庭等自立支援給付金制度については、市広報等を通じて周知を図ります。市独自で実施している、入学支度金の給付や低所得のひとり親家庭に対する保育料減免等については、継続して行います。	子育て支援課

4. その他の配慮が必要な子どもと子育て世帯への支援

現状と課題

- 令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在及び将来が家庭の経済状況によらず選択できるよう、対策を講じることが必要となっています。これを受けて、経済的な負担が軽減するよう、生活保護世帯に対する生活費や義務教育中の就学にかかる費用の扶助、子どもの進路選択に関する情報提供や進学・就学準備給付金制度等についての周知、高等学校等に就学中の世帯への通学費の扶助、高卒就職者への新生活立ち上げ費用の支給等、様々な支援を行っています。令和6年には法律が一部改正され、目的や基本理念の充実、大綱において定める指標の追加、民間の団体の活動の支援の規定の新設等が追加されました。
- 令和5年度に生活困窮者を対象とする生活相談窓口として「江津市自立できる地域づくり共同体」に委託し、パレットごうつ内に「生活支援相談センターごうつ」を設置しています。生活保護に至る前の段階での自立支援対策を強化し、支援関係機関と連携して支援を行っています。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども等の増加が見込まれるため、これらの子どもが円滑に教育・保育施設等を利用できるよう支援が必要です。小学校に日本語指導員を配置し、学習言語の理解が困難な児童への支援を行っています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
子どもの貧困対策の推進	国や県が実施する実態調査等を踏まえながら、行政組織内の横断的な連携をはじめ、関係機関と協力連携して、貧困対策の総合的な推進を図ります。 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、進路選択に関する情報提供や就学・就職援助などの経済的負担の軽減、世帯の生活の安定と生活保護からの自立に向けた新生活への支援体制づくり等を引き続き行います。	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課

施策名	施策の概要	主な担当課
外国籍の子ども等の支援の推進	<p>教育・保育の場や地域における多文化共生の理解の促進を図ります。</p> <p>国籍等に関わらず、均等な学習機会の提供に努めるとともに、翻訳アプリ等を活用しながら対応します。また、小学校には日本語指導員を配置して支援し、保育施設では、国籍に関わらず児童の受け入れを進めます。出産時や子育てにおいても保護者の不安が軽減できるよう、各種手続きの支援等、個別に丁寧な対応を行います。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
ヤングケアラーに関する取り組み	<p>各種健診や相談事業、学校などの関係機関からの情報提供を通じてヤングケアラーの把握を行います。また、ヤングケアラーに対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス利用につなげます。</p> <p>ヤングケアラーについて広報紙や市HP等を通じて周知を行います。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	子育てに自信が持てない割合	<p>就学前 37.9%</p> <p>小学生 38.9%</p>	<p>就学前 20.0%</p> <p>小学生 20.0%</p>	子育て支援課
2	子どもを虐待しているのではないかと思うことがある割合	<p>就学前 10.4%</p> <p>小学生 13.6%</p>	<p>就学前 7.0%</p> <p>小学生 10.0%</p>	子育て支援課

第4章 地域で子育てを見守る体制づくり

第1節 子育ての楽しさを分かち合う場づくり

1. 子育て中の親が交流できる場所づくり

現状と課題

- 地域子育て支援センターについては、子育てサポートセンターを中心に、認定こども園のぞみ保育園、あさりこども園、さくらえ保育園において事業を実施しています。ニーズ調査結果の満足度や認知度などを踏まえ、各種事業の利用促進につなげます。また、子育てサポートセンターでは、働く保護者等が利用しやすいように土日も開所しています。今後も、子育てに悩んでいる保護者が気軽に訪問できる場として周知していく必要があります。
- 本市では、「こどもまつり」や「おやこキラキラコンサート」を実施しており、親子が気軽に参加できるイベントとなっています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
地域子育て支援センターの利用促進	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談ができる場であることを広く周知し、子育て家庭に興味を持ってもらうような取り組みを進めます。	子育て支援課
親子のふれあいの促進	親子のふれあいや親子の友達づくり、子育ての情報収集のため、「こどもまつり」や「おやこ・キラキラコンサート」を開催しています。地域をあげてのイベントとして定着しており、関係機関と連携しながら継続して実施します。	子育て支援課

2. 相談事業・情報提供の充実

現状と課題

- 本市は、妊娠期から子育て期、学童期までの切れ目のない支援を実現するため、子育てサポートセンターと市子育て支援課の機能を合わせた「子育て世代包括支援センター」を設置して連携した支援を行ってきました。令和6年4月にはこの機能を引き継いだ「こども家庭センター」を設置し、妊産婦やすべての子どもや家族の悩みを聞くなど、サポートを行っています。また、子育てサポートセンター、地域の子育て支援センター、関係機関、子育て支援課が連携し顔の見える関係をつくることで、妊娠期からの切れ目のない支援を行っています。今後も子育て世代が不安や悩みを抱え込まないよう相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ニーズ調査結果では、「市の子育て支援サービスの情報は入手しやすいと感じますか」の質問に対し、「感じない」が35%、「感じる」は16%となっています。既存の情報提供の見直しや、より市民に分かりやすく、情報を入手しやすくなるようSNS等も活用しながら情報提供の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
相談窓口の充実とコーディネート機能の強化（利用者支援事業）	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、切れ目のない相談・支援ができるよう取り組みを進めます。 また、引き続き、子育てサポートセンター、地域の子育て支援関係機関と連携を図るとともに、地域資源の把握に努め、個別のニーズに寄り添いながら、よりきめ細やかな子育て支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課
その他広報・情報提供の推進	引き続き、子育てサポートセンターが主体となって地域の子育て支援センターと連携し、情報提供を行います。また、SNSでの発信を通じて、情報収集がしやすいよう配慮します。 市においても広報やホームページ等を活用して、子育てに関する様々な情報提供を推進します。	子育て支援課
ベビーボックスプレゼント事業	子育て世帯との接点を拡充するため、出生時のお祝いとして現物ギフトとデジタルギフトを組み合わせたベビーボックスを贈呈し、市への愛着や思い入れの形成を図るとともに、身近な相談機関の一つとして感じてもらえるよう取り組みを進めます。	子育て支援課 政策企画課
子育て支援アプリによる情報発信	子育てに関する情報をプッシュ型で提供し、必要な情報を必要なときに効率的かつ効果的に伝達することで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図ります。	子育て支援課

【目標指標】				
目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	子育てについて相談相手のいない人の割合	就学前 6.9% 小学生 11.4%	就学前 5.0% 小学生 7.0%	子育て支援課
2	利用者支援事業	2か所	2か所	子育て支援課

第2節 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

1. 地域の人材活用と育成

現状と課題

- 地域の人材としては、子育て経験がある主婦や学生のボランティア、さらに定年退職後に地域に戻ってきている世代などが想定されます。こうした人たちが、人生や職業で培ってきた経験や能力を地域の子育て支援活動に発揮し、地域の支え合い活動をより活性化することが大切です。
- 世代間交流として、各学校の実態に応じて、地域の方との交流や登下校時の見守り活動が行われています。特に登下校時の見守りは、地域に見守られているという安心感を得られることができ、また地域の人材を活用することで、多くの人と関わる中で、感謝の気持ちを育むことにもつながっています。
- 住民からの生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう民生委員・児童委員が福祉事務所等関係機関との「つなぎ役」として活動しています。また、学校や行政と連携し「地域の子育て応援団」として様々な活動に協力している主任児童委員が、子育て支援関係機関連絡会に出席することで、活動の幅が広がっています。しかし、少子高齢化社会の進展により、地域の間人関係の希薄化や課題の複雑化・多様化が生じ、支援の困難性や活動量の増加が課題となっています。
- ファミリーサポートセンター事業においては、放課後児童クラブの時間延長や利用学年の拡大、休日保育の実施など、他の子育て支援サービスが充実したことにより、利用者数は減少していますが、必要時に保護者が利用しやすいよう体制を整えていく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
民生委員・児童委員及び主任児童委員活動との連携	住民が必要な支援を受けるために、最も身近な位置で「地域ぐるみの子育て」を支え見守っている民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、学校や行政の様々な活動を円滑に進められるよう支援します。	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
世代間交流の推進	地域の高齢者等が保育施設、小学校などを訪問して昔の遊びや伝統芸能などを教えたり、小学校の登下校時に見守ったりする活動をしています。高齢者や幼児と小・中学校児童生徒との交流の機会を増やし、地域とのつながりが感じられ、地域に生きる一人としての気持ちを育むことができるよう取り組みを推進します。	子育て支援課 学校教育課
ファミリーサポートセンター事業の周知及び充実	子育てサポートセンター内に設置しているファミリーサポートセンターについて、広報やPRチラシ等により周知を図ります。また、保護者に代わって一時的に子どもを預かる「まかせて会員」が不足しており、引き続き、確保に努めます。	子育て支援課
子育てサポーターの養成	子育て支援活動を支える子育てサポーターの知識向上のための講習会や研修を実施し、幅広く活動できる環境づくりを進めます。	子育て支援課

2. 地域活動との連携

現状と課題

- 本市では、生活圏域である連合自治会区域を単位として地域コミュニティ組織の結成を促し、地域で暮らす住民同士がともに助け合い、支え合う地域づくりを推進しています。また、地域コミュニティ活性化事業交付金を活用し、地域独自の子育て支援活動・社会教育活動が展開できるよう制度を継続します。
- 各地区においては、通園・通学の見守り活動や子どもの体験活動、伝統芸能・技術の伝承活動など、多様な活動が展開されていますが、子どもを生み育てやすい環境づくりという観点から、地域ぐるみで子育てを支援する取り組みを推進していく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
地域でのコミュニティ活動や社会教育活動の活性化	地域コミュニティ活性化事業交付金を活用して地域独自の子育て支援活動が展開できるよう制度を継続します。 各地域のコミュニティ組織が計画した地域づくり計画に沿って、子育て支援活動・社会教育活動が行われています。地域の実状に沿った活動が活発に展開されるよう支援を行います。各地区の活動内容をヒアリング等で確認します。	地域振興課 子育て支援課 社会教育課

第3節 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

1. 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

- 男女ともに仕事と子育ての両立ができる社会の実現のため、保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発を行っていき、併せて男女共同参画の推進を妨げる「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識の解消に努める必要があります。国においては、労働時間法制の見直しや雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など働き方改革が進められており、仕事と子育ての両立に向けての努力が市民・職場に求められます。
- ニーズ調査結果では「育児休業を取得しましたか」の質問に対し、就学前児童の母親の70.3%が取得した（取得中）と回答しており、前回調査時の59.7%から大きく増えています。男性の取得状況も13.2%と、前回の1.7%から大幅に増加しており、制度の浸透がみられます。仕事と子育ての両立を図るためには、男性、女性問わずすべての人が仕事と生活のバランスがとれ、多様な働き方の選択ができるよう一層の周知・啓発が求められます。
- 本市では、令和2年度から「地域雇用活性化推進事業」において、企業の魅力向上に資する従業員の目線に立った職場環境づくりセミナーを展開し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っており、経営者の意識改革にもつながっています。また、市内企業の魅力を紹介するHPでは、従業員の子育てを支える取り組みを紹介するなど、子育てを応援する機運の醸成を図っています。
- 多様な働き方に対応するため、令和3年度にサテライトオフィス、コワーキングスペースを整備し、企業誘致を進めています。
- 鳥根県が実施している「出産後職場復帰奨励金制度」「子育てしやすい職場づくり奨励金制度」の活用に向け、江津商工会議所及び桜江町商工会を中心に連携して周知を図っています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
<p>企業や一般住民に対するワーク・ライフ・バランスに向けての関係法制度の普及、及び意識啓発</p>	<p>企業や就労者を対象として、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方に関するセミナー等の案内や、産後パパ育児を始め、新しい育児休業制度等関係法制度の周知・利用を、関係機関とともに働きかけていきます。</p> <p>また、島根県が実施している「出産後職場復帰奨励金制度」、「子育てしやすい職場づくり奨励金制度」の周知を引き続き行います。</p> <p>性別に関わらず男女が協力していくことの大切さについて、企業や市民に広く理解されるよう講演会等を開催し、周知啓発していきます。</p>	<p>商工観光課 子育て支援課 人権啓発センター</p>
<p>多様な働き方の実現</p>	<p>テレワークやフレックスタイム制など、子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について、商工会議所や商工会等と連携しながら企業に働きかけていきます。</p> <p>出産が働く女性の社会参加の妨げとならないよう、職場復帰について、企業の対応を働きかけていくとともに、ハローワーク等関係機関と連携しながら再就職等の支援を進めていきます。</p>	<p>商工観光課</p>
<p>共働き・共育ての推進</p>	<p>男性が育児休業を取得しやすい環境を整えることや、多様で柔軟な働き方ができる共働き・共育てを定着させていくため、国・県からの広報等について、周知します。</p>	<p>商工観光課 子育て支援課</p>

2. 子育て意識や男女共同参画の普及啓発

現状と課題

- 男女共同参画社会を進め、男性が家事や育児に参加するためには、企業の労働時間の短縮や休暇制度の充実が望まれており、国全体として「働き方改革」が進められています。本市においては、女性活躍推進や働き方改革などについて、県が主催する研修等の案内や啓発リーフレットの配布を行っていますが、今後も引き続き企業に働きかけを行っていく必要があります。
- 年に1回実施する男女共同参画に関する講演会では、女性の活躍や地域活動、高齢社会などをテーマとして実施しており、その中で育児や家事の協力についてもふれています。一人ひとりの意識の中での浸透はみられますが、社会通念や職場環境において改善が求められます。引き続き、講演会等を通じて、広く市民に周知していく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
男女共同参画等に向けた啓発事業等の推進	講演会や啓発パネル展示、様々な視点からジェンダー問題を考える人権講座等を開催し、男女共同参画や性別に関わらず協力していくことの大切さについて広く市民に理解されるよう、市HP等も利用して周知・啓発していきます。 女性も男性も働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランス等について、企業に働きかけます。	人権啓発センター 子育て支援課

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	男性の育児休業取得率	13.2%	30.0%	商工観光課 子育て支援課
2	父親が子育てに積極的に参画している割合	就学前 61.5% 小学生 44.8%	就学前 75.0% 小学生 75.0%	子育て支援課

第5章 子どもたちの笑顔あふれる環境づくり

第1節 それぞれが楽しめる遊び空間

1. 地域公共施設の有効活用

現状と課題

- 子どもが遊べる公園については、子どもたちが安全安心に利用できるよう地域住民の協力のもと、適正な管理に努めています。ニーズ調査結果では、「親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」「子どもたちが集団で外遊びできる場所を増やしてほしい」といった要望が多いため、今後は身近な小公園等の整備について検討していく必要があります。
- 各地域コミュニティ交流センターでは、学習機会を提供し、地域の子育て家庭を支援しています。今後も地域の子育て家庭が元気に学び、世代間交流ができるよう支援体制づくりを進めていくとともに、広く市民に周知できるよう学習機会に関する情報提供方法を検討していく必要があります。
- 社会教育及び社会体育の振興並びに地域活動の推進のために、市民が利用できるよう全小・中学校の主に学校屋内運動場及び屋外運動場の開放を推進しています。各種団体から年間を通じて多くの利用があり、地域活動の推進に寄与しています。また、社会教育として出前講座では100件程度のメニューを用意し、地域グループの学びを支えています。一方で施設の老朽化の問題もあり、計画的な改修を進めていく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
子どもの遊べる公園等の整備	子どもの健全育成・心身の健康の維持増進を目的としている都市公園について、安全で安心な利用を促進するため適正な管理に努めます。また、区画整理などの開発に伴い、身近な小公園である街区公園を整備します。	都市計画課
学校施設等地域施設の開放	子どもたちの遊び場や親子を巻き込んだ地域活動を推進するとともに、学校施設及びその他地域施設について計画的な修繕を進めていきます。	学校教育課

2. 子どもの遊びと体験の充実

現状と課題

- テレビゲームやインターネットなどの情報メディアの普及や、習い事に通う子どもの増加などから、自由に遊ぶ時間が減少し、子どもの生活体験や自然体験の不足が懸念されています。こうしたことは、コミュニケーション力の低下を招く恐れがあるため、様々な遊びや体験を通じて愛情や信頼感、相手を思いやる心を養っていくことが必要です。
- 本市では、県立少年自然の家のプログラムやB&G 海洋センターなどで行う自然を活用した学習・体験プログラムを中心に市内の児童生徒に提供しています。今後も子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場所や様々な体験ができる場所を提供していくことが求められています。
- 子育てサポートセンターや子育て支援センターでは、工夫を凝らした季節の行事を取り入れており、親子とも楽しみながら学べる場を提供しています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
自然遊びの場の提供	市内の自然等を活用した遊びや体験活動を提供する県立少年自然の家や B&G 海洋センターなどと協力しながら、今後も子どもたちに自由な遊び空間や様々な体験活動を提供していきます。	社会教育課
様々な体験の場の提供	子育てサポートセンターでは引き続き、近年家庭では行われなくなった季節の行事や遊びなど親子で体験できる学びの場を提供します。	子育て支援課

3. 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実

現状と課題

- 平成30年9月に、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和6年度末で計画期間が終了となりますが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5・6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられています。
- 現在市内には「放課後子ども教室」が11か所、「放課後児童クラブ」が7か所設置しており、放課後児童クラブにおいては延長サービスも実施しています。また、学校と協力しながら、待機児童ゼロを維持するよう対策を講じています。
- 保育ニーズの高学年化・多様化に伴い、現状の施設・人員体制において、定員を超える申し込みがあり、慢性化しているところもあります。また、各クラブにおける支援員・補助員の担い手が不足しており、子どもたちの安全・安心な居場所としての運営が難しくなっています。支援員・補助員の負担軽減策としてDX化による学童保育支援システムの導入準備を行いました。また、長期休暇時のみの利用ニーズが高まってきているため、新規事業者と協議を進めています。
- 今後は、集団で遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもたちに、放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境と地域での子どもの「育ち」を支えるため、地域の大人たちの力を結集し家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進することが必要となります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
放課後児童クラブの充実	屋間に保護者が家庭にいない、小学校の児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めています。また、児童クラブと子ども教室が一体的または連携して活動できるよう、支援員等が情報交換できる場を設けるとともに、増加する希望者の受け入れ体制については、新規事業者と協議を行うなど定員超過の解消に向けて取り組みます。 学童保育支援システムの導入によりDX化を進め、支援員・補助員の負担軽減を図ります。	社会教育課
放課後子ども教室の充実	子ども教室は全小学校区で実施しています。学校区ごとに、地域の協力を得て、子どもたちの安全で安心な活動拠点を確保し、放課後や週末等に、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動に引き続き取り組みます。	社会教育課

第2節 創造あふれる教育環境

1. 幼児教育・学校教育の充実

現状と課題

- 次代の担い手である子どもが、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが重要な課題となっています。そのために、学校施設の充実や教員の資質向上を図り、指導力の向上や一人ひとりの子どもに応じた授業の工夫が求められています。
- 市内には、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ認定こども園、保育所、小規模保育事業所があり、保護者のニーズに対応しています。乳幼児期は生涯に渡るウェルビーイングの土台として最も重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。また、保育施設から小学校への学びの連続性を確保するため、幼小連携・接続推進会議を開催し、研修会の開催や、小学校と保育施設の教育内容や指導方法等についての相互理解、連携した取り組みを図っています。
- 学力向上への取り組みとして、学力向上支援員を全小・中学校に配置し、一人ひとりの状況に応じた指導を行っています。また、支援員が子ども達に寄り添った支援ができるよう研修を実施しています。
- 学校司書の配置により、学校図書館の読書センターとしての機能の充実が図られており、少しずつではありますが、学習センター・情報センターとしての活用について理解が深まっています。
- 子どもたちの豊かな心を育成するため、「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育の充実を図っています。今後も発達の段階に応じた「考える道徳」の実践を継続して行う必要があります。
- 不登校及び不登校傾向の児童生徒は増加傾向にあります。学校では教育相談や学習支援を行い、未然防止に努めています。学校に行きづらくなった児童生徒に対しては、教育支援センター「あおぞら学園」において、体験活動や個別の学習支援を行うなど学習への不安感の軽減に努めています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校訪問や家庭訪問を行い、児童生徒や保護者を継続的に支援するとともに、学校と連携し、状況の改善に向けた働きかけを行っています。なお、民間によるフリースクールが数か所設置されていますが、その取り扱いや学校との関わりは明確になっていません。
- 老朽化が進む小・中学校施設の整備を計画的に行うため江津市学校施設長寿命化計画を策定し、令和3年度から10年計画で優先順位をつけて大規模修繕等を行っています。また、学校施設の適正配置も踏まえ、統廃合に向けて統合小学校を整備します。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
幼児教育の充実と子育て支援の強化	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づいた幼児教育の実践に向け、研修の充実に努めます。また、小・中・高の教育へのつながりを見据え、幼児期の終わりまでに育むべき力の育成内容を共有し、地域や家庭との連携を図る取り組みを進めます。	学校教育課 子育て支援課
一人ひとりに応じた学力向上への取り組み	学力向上支援員を引き続き配置するとともに、支援員を対象とした研修会を計画し、児童生徒のつまずきに応じたきめ細やかな指導を今後も推進していきます。 蔵書構成の見直し、学習資料の充実を図り、学校図書館の授業への活用を進めます。	学校教育課
豊かな心の育成	多様な価値観があることを知るとともに、一人ひとりの児童生徒が様々な問題を自分のこととして考え続ける姿勢を養うため、「考える道徳」「議論する道徳」の実現を図ります。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため「特別の教科 道徳」の時間を中心とした道徳教育の充実にさらに推進し、人生を他者と共によりよく生きようとする心を育成します。	学校教育課
健やかな体の育成	学校給食の充実を図り、各発達段階に応じて食の大切さを学び選択する力を身につけてもらうとともに、望ましい生活習慣やスポーツの重要性についての理解を深める取り組みを行い、健やかな体を育成します。	学校教育課
信頼される学校づくり	毎年、学校関係者評価を行い、評価結果をホームページで情報提供します。地域・PTAと学校が共に協力して、評価結果に基づく改善策を講じるなど、地域から信頼される学校づくりの確立に向けて取り組みます。コミュニティ・スクールの導入により、教員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、教育活動その他の学校運営の改善を図ります。	学校教育課
学校施設の整備	小・中学校施設の老朽化の状況、児童生徒数の動向を勘案しながら、長寿命化計画を策定し、統廃合による適正配置も含め、耐震性を考慮した整備を引き続き推進します。また、学校施設の適正配置も踏まえ統合小学校の整備を推進します。	学校教育課

施策名	施策の概要	主な担当課
キャリア教育の推進	<p>総合的な学習の時間、社会科、特別活動における小学校での職場見学、中学校での職場体験活動等を通じて、労働や学びの重要性を理解し、自らが社会の一員として貢献していこうとする姿勢を育てます。また、キャリア・パスポートを活用して児童生徒が自らの成長について振り返り、今の学びが将来につながっていることに対する意識が持てるようにします。</p>	<p>社会教育課 学校教育課</p>
困難を抱える児童生徒への支援	<p>教育支援センター「あおぞら学園」において、不登校等の児童生徒が学校や社会への復帰を前向きに考えることができるよう支援を行っています。また様々な課題を抱えた児童生徒の背景には、本人の心の問題だけではなく、複雑に絡み合った周囲の環境が影響していることが多いため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校訪問や家庭訪問を行い、児童生徒や保護者を継続的に支援するとともに、学校と連携し状況の改善に向けた働きかけを行います。長期的な支援が必要となるケースが増加しているため、必要に応じて適切な人員体制を図り、専門の関係機関と連携して、状況の改善を図ることで増加傾向にある課題を抱えた児童生徒の問題解決にあたります。</p> <p>なお、フリースクールについてはその実態を把握し、学校との連携や支援を検討します。</p>	<p>学校教育課 社会教育課 子育て支援課</p>
保育施設と小学校との連携強化	<p>子どもの学びの連続性を確保するため、幼小連携・接続推進会議で小学校と保育施設の公開保育・授業を通じた合同研修会を行い、相互理解と連携を深めます。</p> <p>保育施設と小学校が協働して「架け橋期のカリキュラム」の作成・実践・改善に取り組めます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>

2. 地域の教育力の向上

現状と課題

- 今日の教育のあり方としては、学校、家庭、地域の連携による教育が求められています。しかしながら、小家族化の進行や少子化、地域のつながりの希薄化などにより、子ども同士のふれあいをはじめ、地域の人たちと接する機会も失われつつあります。そのため、地域全体で子どもを見守り、生きる力を育てていくための仕組みづくりが必要となっています。
- 本市では、地域人材を活用し、児童生徒が社会、地域とのつながりを感じることができるような学習活動を発達段階に応じて行っています。また、平成28年度より「ふるさと・キャリア教育推進事業」として、江津の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動を行っており、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、子どもたちの自立を目指す教育を実施しています。地域について学び、地域をより身近に感じることができるような取り組みを、各学校の実態に応じて今後も引き続き進めていく必要があります。
- 学校の授業や地域コミュニティ交流センターによる伝統文化等に関する体験教室などで、地域の伝統・文化・自然などを活用し、子どもたちや親子の体験活動の機会を提供しています。今後は、さらなる機運の醸成とともに教育活動の見直しや深化につなげることが課題です。
- モデル校を1校指定し、コミュニティ・スクールの導入を行っており、モデル校では地域で子どもを育てる機運の醸成が図られました。今後は残り10校にコミュニティ・スクールが導入できるよう取り組みます。
- こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について情報発信を行うことにより、子どもが権利の主体であることの理解を深める取り組みが求められています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
幼児教育及び学校教育における地域人材の積極的活用	市内の保育・幼児教育機関、小・中・高等学校等で、地域の特色や魅力的な人材を活かした教育活動の支援として、地域の教育素材の紹介とともに、コーディネート活動や人材の紹介により、地域人材の積極的な活用を行います。	社会教育課 学校教育課
社会教育事業の推進	子どもから高齢者までの生涯学習や、地域グループ・企業の学びを支えるため、出前講座等を実施しており、今後も広く活用してもらうため周知活動を工夫しながら、学びの機会のさらなる充実を図ります。 また、保護者や地域で子どもの育ちを支援する人が、子どもとの関わり方や親として役割を考える機会として活用される親学プログラムを推進します。	社会教育課

施策名	施策の概要	主な担当課
地域における社会教育活動の支援	地域で実施される伝統・文化・自然などを活用し、子どもや親子の体験活動等を積極的に支援します。また、子どもたちを地域全体で育んでいけるよう、その仕組みづくりを提案もしくは市内全域で情報共有していきます。	社会教育課
コミュニティ・スクールの導入と充実	地域とともにある学校を目指すために、学校・家庭・地域の連携を深め、コミュニティ・スクールの導入促進と充実を図ります。	社会教育課
子どもの権利の普及啓発	地域で広く理解が進むよう、子どもの権利条約やこども基本法など子どもの権利に関する情報の周知・啓発を図ります。	人権同和教育課 子育て支援課

3. 読書活動の推進

現状と課題

- 本市の図書館は、江津地域は郷田地域コミュニティ交流センターに、桜江地域は桜江総合センターに併設されています。両図書館とも蔵書が増え、手狭になってきているとともに、図書館としてのさらなる機能充実が望まれています。本市では平成 23 年度に図書館建設基本計画を策定しましたが、財政状況もあり、未だ新図書館建設には至っていません。
- ブックスタートは、親と子が心とことばを通わせる、そのかけがえのないひとときを、絵本を介して持っていただくことを応援する事業です。乳児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、絵本の読み聞かせを行い、絵本が赤ちゃんに与える影響や重要性を説明し、絵本を配布しています。乳児健診での啓発がきっかけとなり、その後、絵本を通じて親子のコミュニケーションを図る人が増えています。
- 小学校においては、朝の読書の時間に読み聞かせボランティア等を活用し、読書推進に関する取り組みを継続しています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
新図書館建設に向けた準備	新図書館建設に向けて、現在策定している計画の見直しに必要な情報の整理と、建設に必要なスケジュールの確立を進めます。	社会教育課
ブックスタートの推進	母子保健事業等と連携しながら、継続して乳児健診の場で啓発活動を行い、絵本との出会いの場の提供や絵本を通じて親子の絆を深める取り組みを推進します。	子育て支援課
子ども読書活動の推進	江津市子ども読書活動推進計画の目標・基本方針をもとに、市内関係機関との連携や、コミュニティ・スクールの仕組みを活かした読書活動の推進に努め、絵本の紹介や、読書会などの取り組みを進めます。	社会教育課

第3節 次世代の親の育成

1. 命の大切さ・子育て意義の学習

現状と課題

- 少子化の影響などにより、兄弟姉妹の少ない子どもが多く、弟や妹の世話をしたり、乳幼児とふれあったりする機会がないままに大人となる人が増えています。そのため、中学生・高校生などが乳幼児とふれあう機会を積極的に設けていく必要があるとともに、男女が協力して家庭を築いていくことや、子どもを産み育てる意義についての学習を進めていく必要があります。
- 小中学校では保育所交流などの乳幼児との関わり体験や、バースデープロジェクト、生の楽習講座、助産師による学習会による命の大切さを学ぶ学習を実施しています。
- 本市においては、「赤ちゃん登校日」授業を実施しています。この授業は、子育て中の親と赤ちゃんが小学校を訪問し、継続的なふれあいを通じて、小学生がコミュニケーション能力の向上や、思いやり、命の大切さを学ぶとともに、自分も親に愛されて大きくなったことを再確認することにより、生きる勇気を育むものです。また、親は小学生とのふれあいを通じて自分の子どもの将来についてイメージ体験をすることができます。「赤ちゃん登校日」授業の継続した実施を通じて、学校全体やその保護者・家庭、地域、参加赤ちゃん親子、参観者などの心に変化が表れはじめています。
- 思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体的、精神的にも成長・発達していく重要な時期です。しかし、その成長ゆえに悩み、様々な問題に遭遇し、時にはその問題にのみ込まれてしまうこともあります。
- 本市では、主に保健の学習において心身の発達や体の変化に関する学習を発達段階に応じて行っており、子どもたちにおいても性感染症やその予防についての理解を深めています。また、家族の一員として生活をよりよくするため、協力することの大切さを学ぶ学習も行っています。さらに高校生に対し、進学・就職・結婚・妊娠・出産、子育てを含めた将来のライフデザインを描くための知識や情報を学ぶことができるよう、講演会を実施しています。高校生が自分自身のライフプランを構築する中で、自分の存在や命の尊さを再認識し、将来大切な命を育むためにどのような人生設計をするかについて考え、自分の思い描く人生を自らの力で実現するための学びの場となっています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
「赤ちゃん登校日」 事業の充実・促進	江津東小学校と津宮小学校で継続して実施します。 4か月前後の赤ちゃんとその親が小学校を訪問し、児童とペアをつくり、定期的に交流の時間を持ち、継続的にふれあいます。児童は赤ちゃんと接することで、親の思いを感じるとともに、コミュニケーションの大切さと思いやりの気持ちを育みます。	子育て支援課 学校教育課
小学生・中学生・高校生と乳幼児とのふれあい促進	保育所交流などの乳幼児とのふれあい体験や、バースデープロジェクト、生の楽習講座、助産師による学習会、高校生ライフプラン講座などを通して命の大切さに気づき、乳幼児の育つ環境としての家族の役割を考え、思いやりの心を育む活動を促進します。小学生・中学生・高校生が乳幼児とのふれあい交流を持つことによって、乳幼児の特徴を知り、接し方を身につけ、いたわりの気持ちやいのちの大切さを学ぶ体験学習を進めていきます。	学校教育課 子育て支援課 社会教育課
学童期、思春期から成人期に向けた保健対策の充実	心身の発達やそれに伴う変化にどう向き合うかについて学ぶとともに、性情報に対し適切に対処する力を養い、一人ひとりを尊重した関係を築いていくことの大切さについて考える機会を設けます。また、家族の一員であるという自覚を持つとともに家族や地域との関わりの中でよりよい生活を実現しようとする態度を育みます。 また、高校生に向けて「ライフプラン支援事業」を継続して実施します。高等学校と連携し、大人としての基盤づくりにつなげる取り組みを進めます。	学校教育課 子育て支援課

2. 青少年健全育成の強化

現状と課題

- 青少年が心身ともに健やかに成長するためには、青少年自らが自覚と責任感に目覚め、健康な体と心を形成することが必要です。
しかし、インターネットやSNSの普及に伴い、子どもが興味本位で有害サイトにアクセスし、犯罪などに巻き込まれる事件が増加しています。中学校を中心に各学校において、情報モラルに関する講演会を実施していますが、高度な情報化社会がこれまでにない速さで進み、子どもたちは常に多くの情報にさらされていることから、発達段階に応じて、情報モラルに関する理解への教育や啓発を行い、家庭への情報提供を引き続き行っていく必要があります。
- 主に保健学習において発達段階に応じ、喫煙・飲酒・薬物乱用が引き起こす健康への影響について学習を行うことで、理解を深めています。
- 非行防止活動として、保護司会が中心となり「社会を明るくする運動」を行っており、その運動の理解を深めるとともに人権を尊重する意識の醸成を目的として、市内の中学生から標語を募集し、優秀作品の表彰式を行っています。また、青少年健全育成協議会では、中学校区ごとの研修会の実施やチラシの配布活動、啓発メッセージの掲示などを行っています。
- 保護司会と更生保護女性会の会員が協力して、中学校「おはよう！キャンペーン」に取り組み、市内4中学校の登校時における「おはよう！」あいさつ運動の実施や、各中学校の校長や教諭との懇談会の開催など、地域での子どもの見守り、非行防止活動に取り組んでいます。
- 子どもを取り巻く環境が複雑化する中で、心の悩みを抱える子どもも増えつつあり、それが不登校などにもつながっています。また、いじめにおいてもSNS等を利用したものも増えており、把握が困難な事例も生じています。本市では、定期的な個人面談やアンケート調査を実施して、児童生徒の心のケアについて、早期対応を心がけています。また、スクールカウンセラーを全校に配置しており、児童生徒の心理面での支援を行うとともに悩み相談ができる窓口についての周知も継続的に行っています。児童生徒の困り感も多様化しており、スクールカウンセラーの活用も含めて関係機関や専門機関と家庭が連携して状況の改善を図っていく必要があります。併せて、学校を卒業した後においても、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備が求められています。
- 令和3年度にひきこもりなどでお悩みの当事者や家族が相談される際に、専門の担当部署がわからなくても相談できる窓口として、江津市教育委員会内に総合相談窓口を開設しており、本人だけでなく誰もが気軽に相談ができる体制を整備しています。
- ひきこもり、不登校などの若者の支援体制として、子ども・若者がゆっくり心身を休めたり、したいことに取り組んだりするなど、自分のペースに合わせて自由に過ごせる居場所として「ときまち」を開設しています。
- 令和5年度に生活困窮者を対象とする生活相談窓口として「江津市自立できる地域づくり共同体」に委託し、パレットごうつ内に「生活支援相談センターごうつ」を設置しています。不安定就労若年者等、将来にわたり生活困窮の恐れのある人やその保護者を対象に支援を実施しています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
青少年の心のケア	定期的な個人面談やアンケート調査を実施し、児童生徒の心のケアへの早期対応を心がけ、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関との連携を図ります。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用に向けた周知を行い、児童生徒のみならず教職員、保護者に対する支援を行うことで児童生徒の心の安定を図るよう努めます。また、関係機関を活用した心の健康相談の活用について引き続き周知を行います。	学校教育課
薬物・喫煙・飲酒等に関する正しい知識の普及・啓発	発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用などが心身に与える影響についての学習を引き続き行うとともに、関係機関とのさらなる連携及び情報共有を行います。	学校教育課
非行防止活動の強化	住民・学校・警察などと連携しながら、深夜営業のコンビニエンスストアやカラオケボックス等における非行防止活動を強化していきます。また、保護司会が中心となって取り組んでいる「社会を明るくする運動」を通して、運動に対する理解を深めてもらい非行のない地域を作るための啓発に努めます。関係機関との連携を密にし、引き続き児童生徒への見守りを行うことで問題行動の未然防止を図ります。	学校教育課 社会教育課 社会福祉課
子ども・若者育成支援の推進	教育委員会内に設置している総合相談窓口を通じて、不登校や引きこもりなど、生きづらさを抱える子どもや若者、その保護者が相談できるようにするとともに、学校や社会とつながりが持てるよう、継続的な支援に結び付けていきます。子ども・若者の居場所「ときまち」を通じて、ひきこもり、不登校などの若者について引き続き、支援します。	学校教育課 社会教育課 子育て支援課
メディアリテラシーの育成	子どもが有害情報などに巻き込まれることがないようにインターネットやテレビ、SNSなどあらゆるメディアとの正しい関わり方について学べる機会の提供に努めます。家庭においてもメディアとの関わりについて話し合えるよう保護者に対しても啓発に努めます。	学校教育課 社会教育課 子育て支援課
不安定就労若年者への啓発・支援	県と連携しながら、若者に対する安定就労に向けた啓発活動に努めます。また、「生活支援相談センターごうつ」による相談支援を行うとともに、生活困窮者支援の一環として、自立支援相談及び就労支援、社会参加に向けた支援を実施します。今後もワークステーション江津等関係機関と連携し、生活困窮者及び被保護者への就労支援を実施します。	商工観光課 社会福祉課 子育て支援課

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績	令和 11 年度目標	担当課
1	小中高生の乳幼児ふれあい体験(実施校)	14 校	15 校	学校教育課 子育て支援課 社会教育課
2	高校生への健康管理に関する学習機会の提供(実施校)	4 校	4 校	子育て支援課 健康医療対策課

第6章 みんなで子育てを支援する体制づくり

第1節 保育サポートの充実

1. 保育施設環境の整備

現状と課題

- 本市には、認定こども園が4園、保育園が6園、NPO法人による小規模保育事業が1園あります。保護者の就労形態の多様化により保育施設への入所希望が増加していましたが、現在は園児数が減少傾向にあり、実情に合わせて各施設は入所定員を減らしています。
- 施設の修繕等により一定の生活環境の整備は進められていますが、老朽化により、大規模な修繕等の検討が必要な施設があります。
- 保育の質の向上を図るため、各施設が保育目標・教育目標に沿って、家庭や地域と連携しながら創意ある保育・教育を推進しています。また、キャリアアップ研修事業を実施し、保育士の資質向上を図っています。
- 令和5年度から市単独の「幼児教育アドバイザー」を配置し、県や他の市町村と連携しながら研修会の開催や幼小連携に向けた取り組みを進めています。
- 保育士の業務は複雑かつ増加する傾向にあり、業務の改善を図るため、保育士の確保やICT化の推進を行い、職員の時間的余裕をつくり、研修に参加しやすいよう取り組んでいく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
保育施設の適正配置の検討	市内の保育施設については、入所児童の動向や施設の老朽の程度などを総合的に勘案するとともに、待機児童が発生しないことを念頭に、施設の適正配置と効率的な運営を検討します。	子育て支援課
保育施設の生活環境等の整備	既存の保育施設については、子どもたちの安全を確保するため、老朽化した部分の修繕や感染症予防、防犯・防災上必要な箇所の対応を適宜進めます。ICTの活用により業務の効率化を図り、働きやすい環境を整えます。	子育て支援課
保育施設サービスの資質向上	「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて、各保育施設の実情に応じた創意工夫を図り、機能及び質の向上に向けた研修の充実に努めます。幼児教育アドバイザーを活用し、保育施設の職員同士の交流による情報の共有や専門的な指導を通してのノウハウの習得を図ります。また、客観的な判断が可能な福祉サービス第三者評価事業の導入を検討し、保育サービスの質の向上に努めます。	子育て支援課

2. 多様な保育サービスの提供

現状と課題

- 働く女性の増加、就労形態の多様化に伴い、保育施設を利用する保護者のニーズも多様化しています。通常保育のほか、延長保育・休日保育や病児・病後児保育などの多様な保育の充実が求められており、利用者目線に立ったきめ細かいサービスを提供していく必要があります。
- 休日保育は、令和3年度より2施設に増やして受け入れ体制を強化しており、保護者の利便性の向上を図っています。
- 病後児保育においては、継続して必要な受け入れ体制を整えています。しかし、病児保育については、小児科医師の確保ができないため再開の目途は立っていない状況です。
- 在宅のお子さんを預かる一時保育事業は、すべての保育施設で実施しています。認定こども園における幼稚園部門の預かり保育事業は、4園すべてが実施しており、利用者の利便性の確保に努めています。
- 令和6年度より、子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）を実施しています。
- 多様な保育サービスの提供を行う上で、保育士の確保は必須です。本市では、新規就労の保育士に就労奨励金を支給していますが、保育士が継続して働き続けられるように処遇の改善や環境整備が必要です。
- 令和8年度から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始予定であり体制の整備が必要です。
- 医療的ケアを必要とする子どもを保育施設で受け入れるための体制整備が求められています。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
休日保育事業	現在、2か所で行われている休日保育について制度の周知を図り、保護者の多様な働き方によるニーズに応えるため、今後も継続して実施します。	子育て支援課
預かり保育及び一時保育事業	幼児期の教育を希望する家庭の都合等に応じて、時間外の保育を行う預かり保育は、認定こども園4園すべてが幼稚園部門で実施しています。 また、在宅の子どもを預かる一時保育は、今後も継続して全施設で実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	めぐみ保育園で実施している病後児保育について、制度の周知を図り、保育を希望する者の利用を今後も継続して支援します。また、病児保育については、済生会江津総合病院で実施していましたが、小児科医師の確保ができないため休止中です。医療機関等と連携し実施について検討します。	子育て支援課 健康医療対策課
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ事業）を引き続き実施します。	子育て支援課
医療的ケア児のサポート	保育施設での医療的ケア児の受け入れに向け、専門的知識の習得に向けた研修の開催や環境整備を図ります。	子育て支援課

施策名	施策の概要	主な担当課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の整備	満3歳未満で保育施設に通っていない子どもを月一定時間まで受け入れる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の開始に向け、保育施設と連携し体制の整備を図ります。	子育て支援課
保育士確保対策の推進	県が実施する保育士養成施設入学者に対する就学資金の貸し付けなどの制度紹介を行うとともに、保育士就労奨励金や県の人材確保支援事業を活用し、新規保育士の確保を図ります。 また、保育士が安心して保育に従事できるように、国の制度を活用し引き続き処遇改善に取り組みます。 また、仕事に誇りややりがいを持てるよう各種研修や自己研鑽を積むことができる環境の充実を図り、保育士の離職防止に努めます。 保育施設において、中高生の職場体験を積極的に行うことで、保育士の魅力を伝えます。	子育て支援課

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
1	認定こども園	4か所	4か所	子育て支援課
2	一時保育事業	11か所	11か所	子育て支援課
3	病児保育	休止中	1か所	子育て支援課
4	保育施設の第三者評価実施数	3か所	6か所	子育て支援課

第2節 生活環境の充実

1. 子育てバリアフリーのまちづくり

現状と課題

- おむつ替えのスペースや親子で入れるトイレ、授乳する場所があると子ども連れの親が安心して外出できます。市役所にはおむつ替えスペースのある授乳室「赤ちゃんホットルーム」や親子で入れる多目的トイレを設置しています。
- 公共施設を新設、改修する際には、段差解消や多目的トイレの設置などバリアフリー化に向けた取り組みを実施します。
- JR江津駅前地区においては、歩道整備のバリアフリー化がほぼ完了しました。今後は、江津市バリアフリー基本構想に基づき江津駅からゆめタウン江津までの国道9号線の歩道整備や、江津駅舎、駅前広場のバリアフリー化を進めていく必要があります。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
公共施設等における段差解消の推進	バリアフリー新法を基準に、特に新設や大規模改修を行う際など、ベビーカーの通行、小さな子どもの通行、子どもを抱いた状態での通行にあたっての危険を解消するため、公共施設等における段差の解消を推進していきます。	都市計画課
多目的トイレの設置推進	公共施設の新設や改修時において、おむつ替えシートや幼児用の便器を備えた、多目的トイレの設置を推進します。	都市計画課
バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進	中心市街地の道路整備を主体としたバリアフリー化を進めていきます。また、国土交通省、島根県の整備事業とも連携し、交通バリアフリー事業の推進を図っていきます。	都市計画課
授乳スペース等の確保推進及び周知	乳幼児の親子が気軽に外出できるよう、公共施設や商業施設などに乳幼児のおむつ替えや授乳ができるスペースの確保を推進していきます。併せて赤ちゃんホットルームの周知を行います。	都市計画課 子育て支援課 商工観光課

2. 子育てに配慮した住環境の整備

現状と課題

- 子育て世代がゆとりを持って生活できるようにするためには、良質な住宅が供給される必要があります。令和6年3月に完成した県営住宅及び市営住宅西玉江団地の県営住宅に子育て支援住宅を設置しました。老朽化した公営住宅の建て替えを進め、子育て世帯にも配慮した住宅整備の取り組みを継続して行います。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
公営住宅における子育て環境の充実	住生活基本計画の更新に併せて、既存の老朽化した住宅の建て替え等を進め、子育て世帯にも配慮した住宅整備を推進する実施計画を検討します。	都市計画課
若年、ファミリー向け賃貸住宅の供給	住生活基本計画の更新に併せて、若年、ファミリー世帯の住居費負担の軽減策として、市営住宅等の建て替えや導入によるファミリー向け住宅の供給を図る実施計画を検討します。	都市計画課

3. 犯罪・事故防止対策の徹底

現状と課題

- 子どもたちが犯罪などの被害にあわないよう、通学路などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。
また、子どもを犯罪などの被害から守るためには、家庭や学校はもちろんのこと、地域全体で子どもを見守る体制を整備していくことが必要です。そのためには、日頃から子どもに目を向けるように地域全体での防犯意識を高めることが重要となります。
- 小中学校の通学路等の安全確保として「江津市通学路交通安全プログラム」に基づき、国、県を含む関係機関で構成する推進会議を毎年開催しています。学校の敷地内及び通学路の調査、防犯の観点による通学路の緊急合同点検など、危険箇所の点検・把握及び対策の推進を継続して行っています。
- 交通安全教育として、交通安全運動期間中に行う交通安全イベントにおいて保育園児に参加してもらい安全教育の普及に努めています。また、警察署と連携し、各学校において児童の危険予測・回避能力を身に付けさせるため、交通安全教室を通して発達段階に応じた交通安全教育に取り組んでいます。学校における交通安全指導については、交通安全に関する教材等を活用し、児童生徒に対し安全な行動が身につくよう取り組んでいます。
- 防犯設備の充実として、自治会が行う防犯灯新設等については、補助金を交付しています。防犯カメラの設置の実施を推進しています。また、「登下校防犯プラン」を踏まえ、警察署と学校との不審者情報等の共有を目的とした連絡体制、窓口設置を継続して実施しており、従来の教育委員会経由での情報のやり取りに加え、警察と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することで迅速な対応が可能となっています。防犯設備として、緊急時に教室と職員室を結ぶ非常通報装置を設置しています。登下校の時間帯に事故・事件が多いことから、児童生徒の防犯意識を高めるため、指導とともに入学時に1年生全員に防犯ブザー等の携帯を推奨しています。
- 食物アレルギー対策として、平成29年3月に「江津市学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」を策定しました。また、年2回程度、学校関係者や小児科医を交えて食物アレルギー検討委員会を開催し、学校間の情報共有を図っています。
- 保育施設等においては令和3年1月に食物アレルギー対応マニュアルを作成し、原因食品の完全除去を基本として運用しています。令和6年度に継続児の生活管理指導表の運用について見直しを行い、マニュアル（第2版）を作成して、保育施設や医療機関等に配布しました。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
通学路等の安全確保	「江津市通学路交通安全プログラム」を踏まえ、小中学校通学路の安全対策を推進します。また、通学路のハード対策に加え、防犯の観点による通学路対策として危険箇所への防犯カメラの設置等に向けた取り組みを推進します。 引き続き、教育委員会が主催する合同会議で、要対策箇所の抽出や対策効果の検証を行います。	総務課 学校教育課 土木建設課

施策名	施策の概要	主な担当課
交通安全教育の推進	<p>警察署及び各地区の子ども見守り隊等と連携し、小学校における交通安全教室を主に交通安全教育の普及に努めます。</p> <p>引き続き、児童生徒が交通安全に対する意識の向上が図られるよう学校・警察・地域が連携して教育の推進に取り組んでいきます。</p>	<p>総務課 学校教育課</p>
防犯対策の充実	<p>自治会が行う防犯灯新設等に係る補助を継続し、安心安全のまちづくりを推進します。</p> <p>主に通学路において「見守る目」が十分でない場所や空き家等の犯罪を起こしやすいと思われる場所に対する環境整備と併せ、「見守る目」を補完する防犯カメラの設置を推進します。</p> <p>また、防犯ブザー等の携帯も含めた防犯対策について広報などで啓発します。</p>	<p>総務課 学校教育課</p>
食物アレルギー対策の推進	<p>保育施設や学校において、食物アレルギーによる事故が発生しないよう対策の推進を図ります。また、万一発生した場合の対応についてもマニュアル等により適切な対応を図ります。</p> <p>緊急時の対応について、より詳細な連携が図られるよう、体制の構築を検討します。</p> <p>アレルギー対応アプリ「アレスク」を令和7年度から導入することにより食物アレルギーによる事故防止を図ります。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
若者の消費者被害の防止	<p>市内中学生や高校生を対象に、江津市消費生活センターの消費生活相談員が、市内中学校や高等学校等と協力して消費者教育講座を行い、SNSや副業など特殊詐欺をはじめとする消費者トラブル被害の未然防止を図ります。</p>	<p>総務課</p>
誤飲、溺水など家庭における事故防止対策の普及	<p>特に乳幼児に起きやすい、突然死、誤飲や溺水など家庭での事故について、予防方法や万が一の場合の対処法を母子保健事業等で周知するとともに、子育てサポートセンターを活用して、救急法の講習会などを開催します。家庭で事故が起きないように、継続して周知・啓発を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

4. 子育ての経済的負担の軽減

現状と課題

- 本市では、医療費等の軽減として、義務教育就学前児童の医療費無償化を引き続き実施し、令和5年4月からは医療費の助成を高校生まで拡充しました。また、さらなる子育て世帯の負担軽減を推進するため、令和7年4月からは小学生から18歳までの医療費の無償化を実施します。一方、保育施設の利用では、幼児教育等の無償化に伴い、3歳以上の子どもの保育料及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無料にしています。3歳未満児については、第3子以降の保育料・一時保育料を無料に、令和6年度からは低所得者世帯等の一時保育利用料の一部助成を行うなど、所得の低い世帯や多子世帯の軽減等を行っています。今後も子育て家庭の経済的な負担の軽減を継続して行っていく必要があります。
- 児童生徒数は毎年減少していますが、就学援助費の支給世帯数はほぼ横ばいで推移しています。本市では、保護者の経済状況に関わらず、小中学校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、認定基準を満たす保護者に対しては引き続き、就学援助費の完全支給を行っています。また、生活保護世帯で保育施設に入園した子どもについては、給食費、教材費、行事費等の助成を継続します。

【今後の方向】

施策名	施策の概要	主な担当課
医療費等の軽減	若者定住対策のうち、江津市で安心して子どもを産み、育てる環境づくりの一環として、0歳から18歳までの子どもたちすべての医療費の無償化を行います。	保険年金課
保育施設利用における経済的負担の軽減	幼児教育等の無償化に伴い、3歳以上の子どもの保育料及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無料としています。 低所得者世帯等が利用する一時保育利用料の一部を国の制度に応じて助成します。	子育て支援課
多子世帯への経済的支援	多子世帯への保育料負担の軽減を図るため、第3子以降の3歳未満児の保育料及び一時保育の無償化を引き続き実施します。	子育て支援課
学校・保育施設に必要な経費の負担軽減	経済的な理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費、生徒会費の支給を行っており、今後も継続して行います。 生活保護世帯で保育施設に入所した子どもについて、給食費、教材費、行事費の助成を継続して行います。副食費については国の制度に応じて減免を行います。	学校教育課 子育て支援課

【目標指標】

目標指標		令和5年度実績		令和11年度目標		担当課
1	家庭で何らかの事故防止対策をしている割合	就学前	96.9%	就学前	100.0%	子育て支援課
		小学生	92.8%	小学生	100.0%	

第7章 事業量の見込みと確保方策

第1節 量の見込みの算出と確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度から5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年度に実施した「江津市子ども・子育てニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次の通りです。

◆ニーズ調査の実施

国の項目に準じたニーズ調査の実施

◆教育・保育の提供区域の設定

教育・保育の提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定める。

◆家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類する。

◆各事業の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計する。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行う。

◆量の見込みの推計＝推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の見込みを設定する。

◆量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、今後どの程度の量及び供給体制を確保するのか、また現状等も勘案しながら確保方策及び実施時期を設定する。

【家庭類型分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

家庭類型	
タイプA	ひとり親家庭(母子または父子家庭)
タイプB	フルタイム×フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間:月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間:月 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間:双方が月 120 時間以上+48 時間~120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間:いずれかが月 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)
タイプF	無業×無業の家庭(両親とも無職の家庭)

◆保育の必要性の有無

父親 \ 母親		パートタイム(育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
		フルタイム (育休・介護休業を 含む)	120 時間以上	48 時間以上 120 時間未満	
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
パートタイム (育休・介護休業中 を含む)	120 時間以上	← --- 保育の必要性有り ---	タイプE	タイプE'	
	48 時間以上 120 時間未満	タイプC			
	48 時間未満	タイプC'	--- 保育の必要性無し ---		
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD			タイプF

1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、子どもの保育の必要性について認定し、次の1号～3号に分けて、利用先を決定しています。

【3つの認定区分】

支給認定区分	対象	利用できる施設・事業
1号認定	教育（幼稚園）を希望される満3歳以上の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする満3歳以上の子ども	保育所（園）、認定こども園
3号認定	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育所（園）、認定こども園、地域型保育

2. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みや確保策を設定するにあたり、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとなっています。本市では、保育施設の配置状況や子どもの人数を勘案し、市全域を1区域として設定します。

3. 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成31年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法により推計しました。

■人口推計

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	95	93	90	87	82
1歳	103	100	97	94	92
2歳	96	98	93	91	88
3歳	109	98	100	96	94
4歳	123	107	97	98	94
5歳	115	124	108	98	99
6歳	127	112	121	105	95
7歳	154	126	112	120	104
8歳	143	156	129	114	123
9歳	161	143	156	129	113
10歳	161	157	140	152	125
11歳	171	163	159	142	154

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第2節 教育・保育給付

1. 幼児期の学校教育・保育

子ども、子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、認定を行うこととしています。

(1) 1号認定（認定こども園幼稚園部門）

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(42) 27	(41) 24	15	15	15	15	15

確保 方 策	特定教育・保育施設 (定員数)	55	55	55	55	55	55	55
	特定地域型保育事業	—	—					

対象年齢	3～5歳
確保方策の内容	定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備考	実績値は、3～5歳の認定こども園幼稚園部門の入所児童数

(2) 2号認定（保育所（園）・認定こども園（保育園部門））

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(414) 400	(400) 375	360	350	340	330	320

確保方策	特定教育・保育施設 (定員数)	426	416	396	396	396	396	396
	特定地域型保育事業	—	—					

対象年齢	3～5歳
確保方策の内容	保育施設においては、定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備考	実績値は、3～5歳児の保育施設の入所児童数

(3) 3号認定（保育所（園）・認定こども園・地域型保育・認可外保育施設）

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(315) 294	(310) 295	280	275	270	265	260

確保方策	特定教育・保育施設 (定員数)	306	306	313	313	313	313	313
	うち 特定地域型保育事業	(12)	(12)	(19)	(19)	(19)	(19)	(19)

対象年齢	0～2歳
確保方策の内容	保育施設においては、定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備考	実績値は、0～2歳児の保育施設の入所児童数

【参考】各歳別3号認定（保育所（園）・認定こども園・地域型保育・認可外保育施設）

0歳児の量の見込みについて

（単位：人）

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 （実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値）	85	87	80	75	75	75	70

確保方策	特定教育・保育施設 （定員数）	79	79	83	83	83	83	83
	うち 特定地域型保育事業	2	2	4	4	4	4	4

対象年齢	0歳
確保方策の内容	保育施設においては、定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備考	実績値は、0歳児の保育施設の入所児童数

1歳児の量の見込みについて

（単位：人）

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 （実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値）	105	99	95	95	90	90	90

確保方策	特定教育・保育施設 （定員数）	110	110	110	110	110	110	110
	うち 特定地域型保育事業	5	5	7	7	7	7	7

対象年齢	1歳
確保方策の内容	保育施設においては、定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備考	実績値は、1歳児の保育施設の入所児童数

2歳児の量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	104	109	105	105	105	100	100

確保 方 策	特定教育・保育施設 (定員数)	117	117	120	120	120	120	120
	うち 特定地域型保育事業	5	5	8	8	8	8	8

対象年齢	2歳
確保方策の内容	保育施設においては、定員数を満たしていないため、量の見込みについては現状維持で対応可能です。なお、確保方策の人数は、保育施設の定員数の合計です。
備 考	実績値は、2歳児の保育施設の入所児童数

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行います。

量の見込みについて

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
必要数 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(2か所) 2か所	(2か所) 2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策の内容	子育てサポートセンターにおいて、職員に対する研修等を行い、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう充実に努めます。						

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (1月あたり延べ人数) (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(1,023) 550	(1,011) 630	587	591	576	572	572
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
対象年齢	0～5歳						
確保方策の内容	現状の4か所に対応可能であり、充実に努めます。地域の子育て親子の交流や情報交換を促進するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、育児不安を緩和し、子どもの健やかな育ちにつなげていきます。						

(3) 妊婦健康診査

医療機関において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、健診（受診票に記載された項目）を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

量の見込みについて

		実績値		見込値				
		R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
必要数 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	対象人数(人)	(123) 105	(120) 94	95	93	90	87	82
	健診回数(回)	(14回) 14回	(14回) 14回	14回	14回	14回	14回	14回
	実施数(人回)	(1,722) 1,268	(1,680) 1,196	1,330	1,302	1,260	1,218	1,148
確保方策 (実績値は年間実受診人数)		1,722	1,680	1,330	1,302	1,260	1,218	1,148
確保方策の内容		人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦一人あたりの健診回数を国が望ましい回数としている約14回で算出しています。県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減に努めます。						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。

量の見込みについて

(単位:人)

		実績値		見込値				
		R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
必要数 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)		(123) 98	(120) 104	95	93	90	87	82
確保方策 (実績値は年間実訪問人数)		123	120	95	93	90	87	82
確保方策の内容		見込値は、人口推計による出生数です。保健師や地域の看護師・保育士等が、乳児がいるすべての家庭を訪問します。保護者の不安に寄り添うとともに、信頼関係を築き、地域の子育て支援事業につなげていきます。						

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断された家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言またはヘルパーによる育児・家事の援助を行うことで、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
必要数 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(23) 10	(23) 11	11	10	10	10	9

確保方策 (実績値は年間実訪問人数)	23	23	11	10	10	10	9
------------------------------	----	----	----	----	----	----	---

確保方策の内容	直近の実績値を踏まえ、今後も一定数の利用があると見込み、数値を算出しています。今後も子育て家庭の養育上の問題の解決や負担軽減に向けて取り組みます。						
----------------	---	--	--	--	--	--	--

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、また平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に児童養護施設や乳児院で子どもを預かる事業です。令和6年度よりトワイライトステイ、ショートステイ事業を実施しています。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	—	—	2	2	2	2	2

確保方策 (実績値は年間実利用人数)	—	—	2	2	2	2	2
------------------------------	---	---	---	---	---	---	---

確保方策の内容	令和6年度より実施しており、今後も一定数の利用があると見込み、数値を算出しています。今後も必要に応じて事業等を検討していきます。						
----------------	--	--	--	--	--	--	--

(7) ファミリーサポートセンター事業

保育所（園）や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かって欲しい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介します。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(118) 100	(116) 133	117	110	106	100	94

確保方策 (実績値は年間実利用人数)	118	116	117	110	106	100	94
-----------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

対象年齢	小学生以下の子ども
確保方策の内容	現状維持で対応可能であり、引き続き事業の充実に努めます。 「まかせて会員」の確保が必要なため、引き続き、広報等で募集を呼びかけ、体制を整えます。
備考	令和6年4月現在、まかせて会員 61 人、どっちも会員 24 人

(8)-A 一時預かり事業(認定こども園における幼稚園部門における一時預かり)

本来は、幼稚園において、教育時間の前後や長期休暇等に主に園児を対象に保育を実施する事業ですが、本市では、幼稚園がないため、認定こども園の教育利用を対象とした一時預かり事業となります。

量の見込みについて

(単位:人日)

		実績値		見込値				
		R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上限は見込み値・ 下段は実績値)	1号認定利用	(1,100) 841	(1,077) 1,171	600	600	600	600	600
	2号認定利用	—	—	—	—	—	—	—
	1号、2号合計	(1,100) 841	(1,077) 1,171	600	600	600	600	600

確保方策 (実績値は年間延べ利用人数)	1,100	1,077	600	600	600	600	600
-------------------------------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	3～5歳
確保方策の内容	本市では、認定こども園の幼稚園部門における預かり保育事業は4園で行っています。教育利用を希望する場合はほぼ1号認定となること及び2号認定の利用実績がないため、すべて1号認定による利用として見込むこととし、見込み量に対応は可能です。

(8) -B 一時預かり事業（保育施設における一時預かり）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において保育施設等で、一時的に預かる事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(962) 588	(939) 574	620	510	510	510	510

確保方策 (実績値は年間延べ利用人数)	962	939	620	510	510	510	510
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0～5歳						
確保方策の内容	すべての保育施設で一時保育の受け入れが可能となっています。現状維持で対応可能であり、充実に努めます。 低所得者世帯の補助制度の実施を検討します。						
備考	令和6年度現在、11か所の保育施設で実施						

(9) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労状況等により、保育施設等で、通常の保育時間を延長して保育を行います。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(365) 303	(358) 279	320	313	305	298	290

確保方策 (実績値は年間実利用人数)	365	358	320	313	305	298	290
-----------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	0～5歳						
確保方策の内容	現状維持で対応可能、充実に努めます。						
備考	実績値は不定期利用を含めた数です。						

(10) 病児・病後児保育事業

病児保育は、病気が回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない子どもを、一時的に病院等に併設された施設で預かる事業です。病後児保育は、病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子どもを保育施設に併設されたスペースやファミリーサポートセンターの会員の居宅等で預かる事業です。

なお、令和元年度現在、当市では病児保育事業は休止中です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	(115) 84	(114) 72	89	89	88	88	88

確保方策 (実績値は年間延べ利用人数)	115	114	89	89	88	88	88
------------------------	-----	-----	----	----	----	----	----

対象年齢	0歳～小学校3年生まで
確保方策の内容	病後児保育については、現状維持で対応可能、充実に努めます。 病児保育については、現在休止中ですが、医療機関等との連携を図りながら、実施について検討します。
備考	実績は、病後児保育のみの数値となっています。

(11) -A 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【低学年】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	257	229	193	180	165	154	146

確保方策 (定員数)	224	224	224	224	224	224	224
---------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

対象年齢	小学生低学年児童						
確保方策の内容	放課後児童クラブは、少子化の進行により利用人数が減少しています。そのため、現状維持で対応可能であり、充実に努めます。学校と協力し空き教室等の利用や支援員の確保に努め、待機児童の解消を図ります。						

(11) -B 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）【高学年】

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	47	43	19	15	18	14	9

確保方策	44	44	44	44	44	44	44
------	----	----	----	----	----	----	----

対象年齢	小学生高学年児童						
確保方策の内容	小学校高学年の受け入れについては、学校と協力し空き教室等の利用や支援員の確保に努め、利用希望に添えるよう取り組みます。						

(12) 産後ケア事業【新規】

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	169	156	180	170	160	160	160

確保方策	169	156	180	170	160	160	160
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策の内容	継続して実施し、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図り、育児への不安を軽減して安心して子育てができるよう支援します。						
---------	--	--	--	--	--	--	--

(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

国や県、近隣自治体の状況をみながら実施に向けて検討します。

(14) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

国や県、近隣自治体の状況をみながら実施に向けて検討します。

(15) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

国や県、近隣自治体の状況をみながら実施に向けて検討します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所などに通っていない0～2歳の子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	—	—	—	6	6	6	6

確保方策	—	—	—	6	6	6	6
------	---	---	---	---	---	---	---

確保方策の内容	令和8年度からの全施設実施に向けて、施設との情報共有や法整備を進めます。						
---------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。

量の見込みについて

(単位:回数)

	実績値		見込値				
	R4	R5	R7	R8	R9	R10	R11
見込み量 (実績値の上段は見込み値・ 下段は実績値)	—	—	285	279	270	261	246

確保方針	—	—	285	279	270	261	246
------	---	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方針の内容	妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、継続的に実施します。						
---------	--	--	--	--	--	--	--

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に、日用品や文房具、行事への参加費用等で市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。本市においても継続して取り組みます。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築するための事業です。必要に応じて、実施を検討します。

第8章 計画の推進体制

第1節 計画の推進

子育て支援施策は、福祉・保健・医療・教育・都市計画・労働・雇用・男女共同参画・防犯など広範な分野にわたる総合的な取り組みであり、行政・家庭・学校・地域・企業などの協力が必要です。これらの関係機関が横断的に連携して施策を推進していきます。

第2節 進捗状況の管理

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「江津市子ども・子育て会議」で行います。子ども・子育て会議では、毎年各種施策の進捗について、点検・評価します。その内容をもとに、施策の円滑な推進に努めます。

資料編

○江津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条の規定に基づき、江津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 江津市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 児童福祉、母子福祉及び母子保健等に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関の推薦を受けた者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、主務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○江津市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属	役職	氏名
各種団体の推薦を受けた者	江津市医師会	代表	井廻 宏
	西部島根医療福祉センター	院長	中寺 尚志
	江津市校長会	郷田小学校長	平田 裕
	江津市社会教育委員の会	会長	佐々木 勝二
	江津市社会福祉協議会	理事	藤井 恭郎
	江津商工会議所	専務理事	土崎 一雄
	連合島根西部地域協議会 江津地区会議	副議長	津村 健太
	江津警察署	生活安全刑事課長	飯塚 公平
子どもの保護者	江津市PTA連合会	副会長	平下 智隆
	江津市保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所連合保護者会	会長	高橋 領太
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂
	江津市保育研究会	認定こども園 あさりこども園長	相山 慈
	江津市民生児童委員協議会	主任児童委員 代表	坂根 弥生
	認定こども園のぞみ保育園 子育て支援センター	支援センター 担当保育士	渡辺 昭子
	特定非営利活動法人 ちやいるどリーむ	理事長	牛尾 雅弘

第3期江津市子ども・子育て支援事業計画
「地域みんなで育む こどもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」

発行年月：令和7年3月

発行：島根県江津市

TEL：(0855) 52-2501（代）

FAX：(0855) 52-4512

URL：<https://www.city.gotsu.lg.jp>

編集：江津市子育て支援課